

東京都板橋区立学校の適正規模  
及び適正配置に関する答申(中間のまとめ)

令和6(2024)年1月

いたばし魅力ある学校づくり審議会

(東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会)

## 目 次

第1章	答申の策定について	
1.	策定の目的	1
2.	答申の位置付け	2
第2章	諮問事項と答申内容の見直し	
1.	諮問事項	3
2.	答申内容の見直し	4
第3章	板橋区立学校の適正規模及び適正配置について	
1.	板橋区立学校の現状	6
(1)	区内人口の推移	6
(2)	児童・生徒数、学校数の推移	6
(3)	学校規模の推移	7
(5)	適正規模化への具体的な取組	9
2.	板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方	9
(1)	学校規模による教育上の特性等	9
(2)	板橋区立学校における教育上望ましい学校規模	11
3.	板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現に向けた基本的な考え方	13
(1)	検討にあたって	13
(2)	検討事項	13
①	通学区域	14
②	地域協議	14
③	小中一貫型学校	15
第4章	新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について	
1.	基本的な考え方	17
2.	検討すべき事項	17
(1)	ICT化	17
(2)	施設内容	18
(3)	施設更新	19
(4)	子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境	19
第5章	適正規模・適正配置に向けた取組	
1.	小規模化対応	21
2.	大規模化対応	22
3.	適正配置	23
第6章	おわりに	

## 第1章 答申の策定について

- 前回答申から10年が経過し、子どもたちを取り巻く教育環境や社会状況が大きく変化していることを踏まえて、教育委員会が取るべき基本的な考え方や方策を改めて整理した。
- 本審議会は、今後、教育委員会が策定する「適正規模及び適正配置に関する基本方針」の礎となるために、今日的課題や新しい教育環境への対応について審議した。

### 1. 策定の目的

いたばし魅力ある学校づくり審議会（東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会）は、これまでに、平成13(2001)年及び平成24(2012)年の2度にわたり、適正規模及び適正配置に関する議論を行い、答申を策定してきた。この度、令和4(2022)年4月に、板橋区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）から、板橋区立学校の適正規模及び適正配置における基本的な考え方及び具体的方策について、新たに諮問されたことを受け（資料編：資料1）、令和4(2022)年4月の第1回審議会以降、作業部会である小委員会を含めて、19回にわたり、議論を進めてきた。

教育委員会は、平成13(2001)年3月及び平成24(2012)年3月にそれぞれ策定した「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について(答申)」(以下、平成24年に策定した答申を「平成24年答申」という。)において答申された内容を踏まえて、平成24(2012)年5月に「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)、平成25(2013)年9月に「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針」(以下、「一体的な推進のための方針」という。)を策定した。その後、平成26(2014)年2月に策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の視点を一体的に推進し、「魅力ある学校づくり」に取り組んできたところである。

平成24年答申から10年が経過し、人工知能(AI)をはじめとする先端技術の高度化や脱炭素社会の実現に向けた取組の深化、子どもたちの可能性を引き出す個別最適かつ協働的な学びを実現する令和の日本型教育の実現に向けた取組等、社会や教育を取り巻く環境は著しく変化している。また、令和2(2020)年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、学校生活に多大な影響を及ぼした一方で、「GIGAスクール構想」の実現に向けた取組を加速させたほか、学校行事や教室のあり方、教員の働き方等の教育環境を見直す契機にもなった。

このような状況を踏まえて、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層確実に育成するため、教育委員会が今後取るべき基本的な考え方や基本的方策について

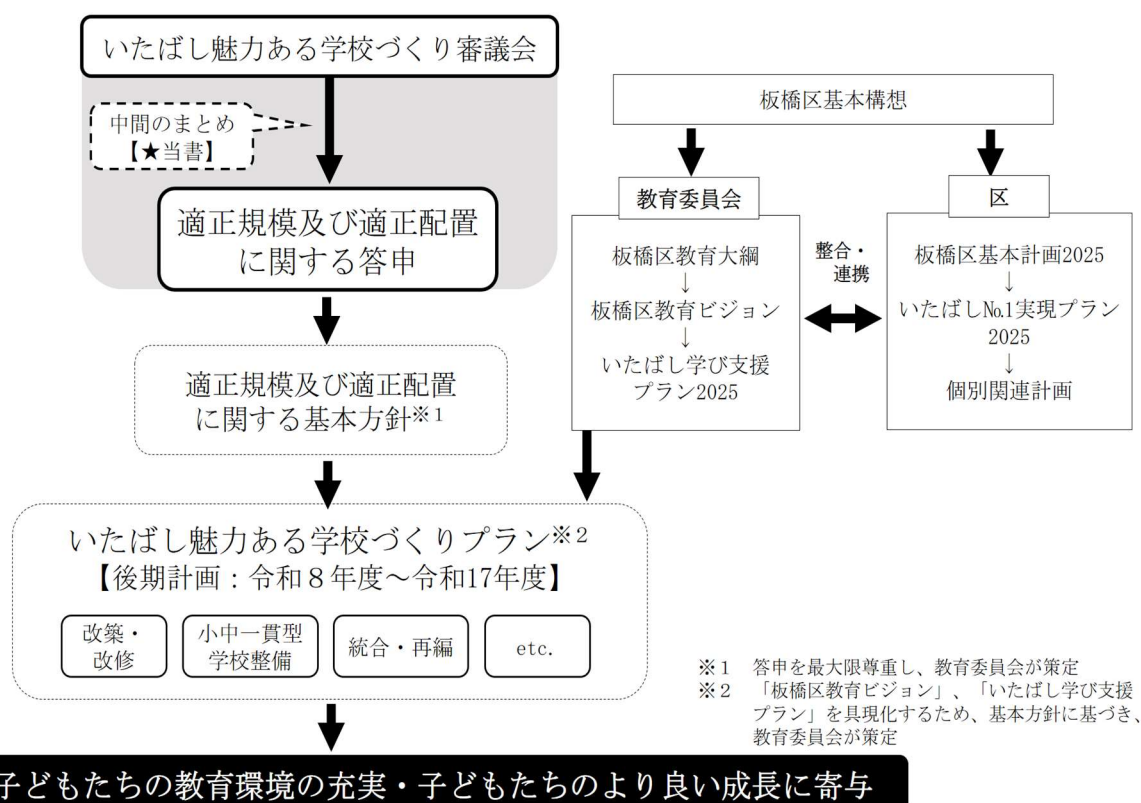
改めて整理が必要となったものである。

教育委員会は、本答申を真摯に受け止め、更なる教育内容の充実と教育環境の整備に努めていかなければならない。

## 2. 答申の位置付け

地方公共団体は、政府が策定する教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている（教育基本法第17条第2項）。区では「板橋区教育ビジョン」を当該計画に位置づけ、そのアクションプログラムとして「いたばし学び支援プラン2025」が策定されている。また、「板橋区教育ビジョン」・「いたばし学び支援プラン2025」で示された、区がめざす学校教育を推進するため、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の取組を連動させ、多面的な検討を行うことを目的として、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」が策定された。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の計画期間は、平成28(2016)年度から令和17(2035)年度までの20年間であり、10年間ごとに「前期計画」と「後期計画」とに分けることとなっている。令和8(2026)年度から実施される「後期計画」の策定に向けて、子どもたちを取り巻く教育環境の変化を踏まえながら、新しい教育環境に対応するために、教育委員会が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について答申する。



## 第2章 諮問事項と答申内容の見直し

- 教育環境の変化を踏まえて、前回答申で示した「望ましい学校規模」の考え方を見直した。
- 一方で、各学校は規模に応じた適切な教育を実施していることから、「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できない。

### 1. 諮問事項

- ・東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- ・東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について
- ・新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について

子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しており、国が掲げる「GIGA スクール構想」による児童・生徒向けの一人一台端末の導入や、小学校における 35 人学級編制の実施に加えて、学習指導要領の改訂により、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」が「令和の日本型学校教育」のめざすべき姿とされたところである。学校では、児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。

教育委員会では、このような教育環境の変化を踏まえた上で、令和4(2022)年1月に策定した「いたばし学び支援プラン2025」に基づき、「板橋区コミュニティ・スクール(iCS)の導入」や「小中一貫教育の本格実施」、「学校における働き方改革の推進」、「誰一人取り残さないための居場所づくり」を柱として、戦略的に施策・事業を展開することにより、直面する課題の解決に向けた取組を進めているところである。

とりわけ、学校整備にあたって取り組んできた「オープンスペース型運営方式<sup>1</sup>」や「教科教室型運営(教科センター)方式<sup>2</sup>」、「職員室のフリーアドレス化」は、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの実現や教科指導の充実、児童・生徒の主体性の向上、教職員の働きやすさの向上といった効果が期待される所であり、また、全国的に見ても先進的な取組であるため、他自治体からの注目度も高い取組であると言える。

<sup>1</sup> 普通教室に隣接した空間を設置し、教室の壁面を取り払うことで、教室と一体となった大きな空間を生み出し、この空間を活用した多様な学習活動を実現する方式

<sup>2</sup> 教科教室型運営方式は、基本的にすべての授業が教科ごとの専用教室で実施され、必要に応じて生徒の活動拠点や学級活動を行うホームベース等が設置されている学校運営方式。教科センター方式は、これに加えて、関連する教科教室とメディアスペース、教科教員室等を組み合わせた教科センターを設置している方式

区立学校の児童・生徒数は過去のピーク時からおよそ半減<sup>3</sup>しており、今後、児童・生徒数は更に減少していくことが見込まれる。一方で、地域によっては大規模集合住宅の建設に起因して、一時的に児童・生徒数が増加（資料編：資料7, 8）しており、小学校における35人学級編制の実施とあわせて、学級数増への対応が求められている。

また、近年は、外国にルーツを持つ子どもたちのための日本語指導や不登校児童・生徒への対応、多様な性のあり方、障がいの種類や程度に応じた指導や支援等、誰もが共に学び合うインクルーシブ教育の重要性が増しているほか、教職員の指導が充実するための学校整備といった視点も求められている。

こうした教育環境や社会環境の変化を踏まえた新しい学びに対応しつつ、学校は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、災害時における避難所としての防災機能、地域コミュニティの拠点等、学校施設に求められる役割が増大している。今後は、将来的な環境変化の視点も踏まえながら、これらの状況に対応していく必要がある。

これまで教育委員会が取り組んできた通学区域の変更や学校の再編といった適正規模及び適正配置の取組を進めるにあたっては、教育委員会による適切な情報提供や広報活動を行うとともに、学校や保護者、地域関係者による協議体において、十分な合意形成を図っていくことが重要である。

以上のことを踏まえて、本審議会は①適正規模 ②適正配置 ③適正規模化の方法 ④通学区域 ⑤地域協議 ⑥小中一貫型学校 ⑦ICT化 ⑧施設内容・施設更新 ⑨子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境の9つの項目について審議を行った。

とりわけ、学校の規模や配置の適正化を図ることは、子どもたちの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件であるとして、これまで策定してきた答申での議論や教育委員会の方針について、新しい教育環境を踏まえた考え方を改めて示している。

## 2. 答申内容の見直し

答申にあたっては、国の動向や学校運営の現状、教育環境の整備に係る財政状況を踏まえた効果的な教育を提供するための議論を進め、平成24年答申で示した教育上望ましい学校規模について見直しを行った。見直しにあたって、前提となる考え方は以下のとおりである。

現在の区立学校の中には、この「望ましい学校規模」から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、各学校はそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでいる。したがって、審議会が導

---

<sup>3</sup> P. 7図1参照

き出した「望ましい学校規模」を外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できない。この考え方は、平成 24 年答申から変わるものではない。

このことを確認したうえで、学校の適正規模及び適正配置を実現するための具体的方策を検討した結果、「望ましい学校規模」を大きく下回る場合には「基本方針」に沿って、当該学校に関わる保護者や地域、関係団体等による協議体において学校の方向性を十分に検討することが望ましいとした。

一方、「望ましい学校規模」を大きく上回る場合には児童・生徒数の将来推計を十分に踏まえたうえで、学校教育に影響が出ないよう、学校隣接用地の確保も念頭に置きながら、学校施設の拡充、必要な人員確保等の運営上の配慮を検討する必要がある、とした。

### 第3章 板橋区立学校の適正規模及び適正配置について

- 国が示す標準規模等を踏まえて、前回答申で示した「望ましい学校規模」の内容を見直し、「小中学校ともに12学級から18学級」とした。
- 前回答申では「1学級あたりの人数」を示していたが、子どもたちの学びは「1学級あたりの人数」といった単一指標のみで決まるものではなく、人材の配置や活動内容等の様々な要因によって整えられるものである。
- 複雑多様な課題を解決するための様々な支援人材による体制構築や、区独自での教員採用の困難さを考慮して、本答申では「1学級あたりの人数」を明記しないとした。
- 児童・生徒数の推移や学校に求められる様々な役割等、将来的な教育環境の変化を見据えて、関係主体と連携を図りながら、学校の適正配置に取り組むことが求められる。

#### 1. 板橋区立学校の現状

##### (1) 区内人口の推移

板橋区の総人口は令和5(2023)年1月1日現在 568,241人となっている。平成27(2015)年の国勢調査人口を基準とした板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)では、区内人口のピークは令和12(2030)年になるとしている。(資料編：資料9)

また、年少人口(0～14歳)は令和12(2030)年までは若干の増加傾向にあるものの、その後は減少に転じ、将来的な年少人口の減少は避けられない、とされている。一方、令和2(2020)年以降、年少人口は減少に転じており、令和5(2023)年時点では人口ビジョンにおける見込みと比較し、乖離が見られるようになってきた。(資料編：資料10)

さらに、直近の年少人口の実績を5年齢毎に見ると、0～4歳の人口が平成31(2019)年から令和5(2023)年の5年間で3,674人、約17%減少しており、また、出生数は平成30(2018)年から令和4(2022)年の5年間で964人、約21%減少しているため、人口ビジョンとは異なる人口動態を示し始めている。(資料編：資料11,12)

##### (2) 児童・生徒数、学校数の推移

昭和40(1965)年以降の板橋区立学校の児童・生徒数は、小学校は昭和56(1981)年の42,008人をピークに、平成13(2001)年まで急激な減少が続いた。その後平成23(2011)年まで横ばいであったが、平成24(2012)年から令和4(2022)年までの増加傾向を経て、令和5(2023)年5月1日現在の児童数は23,345人となっている。

中学校は昭和60(1985)年の19,005人をピークに、平成20(2008)年まで急激な減少が続いた。その後は横ばいであったが、令和5(2023)年5月1日現在の生徒数は9,162人となっている。

児童・生徒数をピーク時と比較すると、減少率は小学校が44.4%、中学校が51.8%と

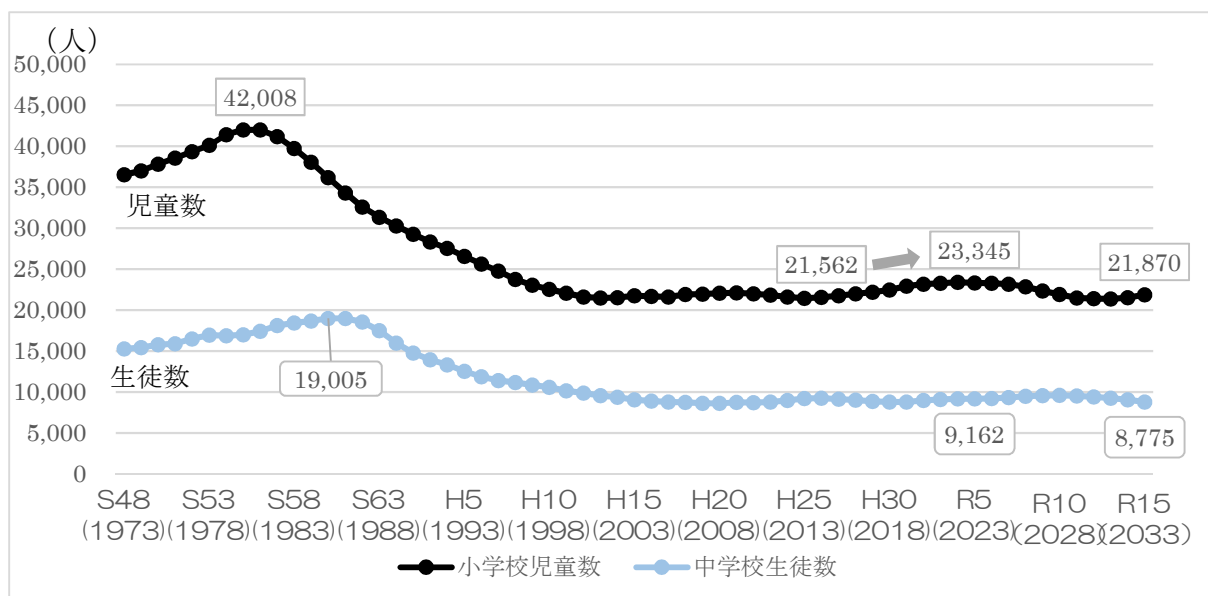


なり、半数近くまで減少している。(図1)

一方、学校数は最も多かった時(昭和58(1983)年からの約20年間)から小学校は6校、中学校は2校減少しており、学校数をピーク時と比較すると減少率は小学校が10.5%、中学校が8.3%となっている。(資料編：資料13)

また、令和3(2021)年の中央教育審議会において答申された「令和の日本型教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」によると、特別支援学級に在籍する児童・生徒数及び通級による指導を受ける児童・生徒数は増加し続けていくとされており、板橋区にも同様の傾向が見られる。(資料編：資料14)

【図1 児童・生徒推移(特別支援学級(固定)含まない)】



注/数値は「教育要覧」より

注/図5の推計方法について

- ① 令和5(2023)年5月1日現在の住民基本台帳人口に各学校の想定入学率を乗じて各年度の入学者数を算出。  
 ※令和12(2030)年以降の推計において使用している、令和5年5月1日現在で生まれていない0歳未満人口の想定数は、通学区内の0歳人口の過去5年平均を基本として算出。ただし、過去5年平均と過去2年平均を比較し、10人以上の差がある場合は、出生数の変化を考慮し2年平均を採用。
- ② 通学区内に一定規模以上の集合住宅建設情報がある場合は、総戸数に東京都から公表される教育人口等推計の集合住宅出現率を乗じた年齢別出現数を算出。
- ③ ②で算出した人数を入居開始年度の翌年度に①で算出した人数に加算する。(年度途中で転校してきた場合はその年の学級編制に影響はないが、翌年度の学級編制に影響するため)

### (3) 学校規模の推移

学校規模の推移を見ると、小学校19学級以上、中学校16学級以上の大規模校の数は、

小学校では、昭和 56(1981)年度の 31 校から令和 5 (2023)年度には 10 校へと 21 校減り、中学校では、昭和 60(1985)年度の 17 校から令和 5 (2023)年度には 3 校へと 14 校減っている。(資料編：資料 15, 16)

近年は、小学校 6 学級以下、中学校 5 学級以下の過小規模校は減少傾向にあるものの、11 学級以下の小規模校は令和 5 (2023)年度現在、小学校では 6 校、中学校では 9 校と一定程度存在している。なお、小学校では令和 3 (2021)年度からの 35 人学級編制の実施により、全般的に学校規模は回復する見込みである。(資料編：資料 17, 18)

#### (4) 学級規模について

国の法令<sup>4</sup>により学級編制の標準が設定され、これをもとに東京都において学級編制の基準が設定されている。東京都では、小学校 1 年生を除き 1 学級あたり 40 人を基準として学級編制されていたが、令和 3 (2021)年度に法令が改正され、令和 3 (2021)年度は 2 年生、令和 4 (2022)年度は 3 年生と順次 35 人学級編制が適用され、令和 7 (2025)年度に小学校すべてで 35 人学級編制となる。法令改正に伴い、1 学級あたりの平均児童数は減少している。(表 1)

【表 1 板橋区の 1 学級あたりの児童・生徒数(特別支援学級(固定)含まない)】

小学校における 1 学級あたりの児童数(平均)	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
令和 4 (2022)年度 ( <u>～3 年生：35 人学級編制</u> )	<u>28.8 人</u>	<u>29.5 人</u>	<u>28.7 人</u>	31.7 人	32.0 人	32.8 人
令和 5 (2023)年度 ( <u>～4 年生：35 人学級編制</u> )	<u>28.8 人</u>	<u>28.9 人</u>	<u>29.2 人</u>	<u>29.3 人</u>	31.5 人	32.1 人

注/下線部は 35 人学級編制

中学校における 1 学級あたりの生徒数(平均)	7 年生	8 年生	9 年生
令和 4 (2022)年度	34.0 人	35.6 人	34.2 人
令和 5 (2023)年度	32.2 人	35.3 人	35.7 人

注/令和 5 (2023)年 5 月 1 日現在児童・生徒数より

注/板橋区の中学校では、小中一貫教育の取組として、義務教育 9 年間のつながりを意識できるよう、中学生の学年を 7 年生・8 年生・9 年生と呼ぶ。

<sup>4</sup> 公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

## (5) 適正規模化への具体的な取組

学校の適正規模化への具体的な取組として、通学区域の変更と学校の統合が挙げられる。大規模な集合住宅建設による児童・生徒数の増加が見込まれる場合は、通学距離や安全性に配慮したうえで、地域や学校の状況に応じて通学区域を変更することで、学校の大規模化を未然に防ぐとともに、小規模校の適正規模化にも効果を発揮してきたところである。(資料編：資料19)

また、継続して過小規模となっている学校については、適正規模・適正配置に関して話し合う協議会を設置し、教育環境の充実のための方策や保護者、学校、地域住民の学校に対する思いや愛着を意見書にまとめることで、学校の統合をはじめとする子どもたちの教育環境の整備を行ってきた。(資料編：資料20)

これらの学校の適正規模・適正配置に関する取組により、子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、学校生活における社会性や規範意識の更なる習得に寄与することができる。

## 2. 板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方

### (1) 学校規模による教育上の特性等

学校毎の児童・生徒数や全学年の学級数といった学校の規模は、子どもたちにとって生活面や学習面だけでなく心理面にも影響を及ぼすものと考えられており、教育の現場における子どもたちの実態を踏まえて、学校教育や学校運営等の視点から審議を行い、次のように意見を集約し、学校規模が及ぼす特性について示した。

一定の集団規模が確保された学校では、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることに加えて、学校運営や教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮されている。

集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場面の提供等がしづらくなる傾向があり、学校運営に支障が生じないように配慮する必要がある。

一方で、集団規模が過少となった場合、クラス替えが困難なこと等による子ども同士の間関係の固定化や、教員数が少ないことによる教員の校務についての負担増、教員間の指導力向上や人材育成機能が不十分となる懸念等、学校教育としての役割を十分に果たすことが難しくなると考えられる。

①教育指導面

	メリット	デメリット
小規模校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒一人ひとりに目が届きやすい。</li> <li>○学校行事等で、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会が多い。</li> <li>○児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> <li>○異学年間の交流が生まれやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>●学校行事や集団教育活動で、活動内容に制約が生じやすい。</li> <li>●多様な学習形態・指導体制が取りにくい。</li> <li>●人間関係や評価が固定化しやすい。</li> </ul>
大規模校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい。</li> <li>○学校行事や集団教育活動で、多様な活動内容になりやすい。</li> <li>○多様な学習形態・指導体制が取りやすい。</li> <li>○人間関係の多様化により、社会性や協調性、たくましさを育みやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・生徒一人ひとりに目が届きにくい。</li> <li>●学校行事等で、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会の設定が難しい。</li> <li>●集団に埋没し、個性を発揮しにくい。</li> <li>●人間関係が希薄になりやすい。</li> </ul>

②学校運営面

	メリット	デメリット
小規模校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員間の意思疎通が図りやすく、連携が密になりやすい。</li> <li>○学校が一体となって活動しやすい。</li> <li>○特別教室や共用設備等の利用調整がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員が少ないため、経験や教科、特性等の配置のバランスがとりにくい。</li> <li>●教職員一人に対する校務分掌が多くなりやすい。</li> <li>●教職員同士による相談・研究が行いにくく、切磋琢磨が生まれにくい。</li> </ul>
大規模校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員が多く、経験や教科、特性等の配置のバランスがとりやすい。</li> <li>○教職員一人に対する校務分掌が少なく、組織的に行いやすい。</li> <li>○教職員同士による相談・研究が行いやすく、切磋琢磨も生まれやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員相互の連絡調整が図りにくい。</li> <li>●特別教室や共用設備等の利用調整が難しく、活動に一定の制約が生じやすい。</li> </ul>

## (2) 板橋区立学校における教育上望ましい学校規模

学校の適正な規模については、教育環境の変化や教育活動の内容、学校施設や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等により多様な考え方があるが、教育環境や教育条件の整備を進める視点から、教育上「望ましい学校規模」を想定しておくことは必要であると考えられる。

まず始めに、学校規模は、学校教育法施行規則第 41 条<sup>5</sup>及び第 79 条<sup>6</sup>では小中学校ともに 12 学級から 18 学級が標準であるとされており、区では当該規模の学校が令和 5 (2023)年 5 月現在、小学校 51 校中 34 校、中学校 22 校中 11 校となっている。加えて、令和 5 年度東京都教職員定数配当基準によると、中学校における教員の配置数について、15 学級と 18 学級を比較した場合 5 名増となり、学級数の増加数よりも教職員定数の増加数が多くなることで、人員増により児童・生徒一人ひとりをより把握しやすくなること、一人の教員にかかる校務分掌の負担が減る等により学校運営が円滑になるといった多くのメリットが考えられる。

以上を踏まえたうえで、平成 24 年答申で示した「中学校：12 学級から 15 学級」を見直し、教育上「望ましい学校規模」を国が示す標準にあわせ、「小中学校ともに 12 学級から 18 学級」であるとした。

次に、1 学級あたりの人数では、小学校においては、令和 3 (2021)年度から導入された「35 人学級編制」が段階的に実施されていることに伴い、1 学級あたりの平均児童数が減少<sup>7</sup>し、平成 24 年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である 1 学級あたり 20～30 人に近い環境となっている。

中学校では「40 人学級編制」を基本としているものの、1 学級あたりの平均生徒数は 34.4 人であり、平成 24 年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である 1 学級あたり 30～35 人に近い環境となっている。また、中学校における「35 人学級編制」の導入の可能性についても、今後示されるであろう国の考えや動きについて注視し、考慮しておく必要がある。

一方、我が国の学校は、校内で働く教職員のうち多くが教員で構成されており、諸外国と比較してもその割合が高く<sup>8</sup>、児童・生徒を取り巻く環境が複雑・多様化している状況では、教員のみをもって、全てに対応することは難しくなっている。

<sup>5</sup> 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

<sup>6</sup> 同法第四十一条から(中略)の規定は、中学校に準用する。

<sup>7</sup> P. 8 表 1 参照

<sup>8</sup> 「国際教員指導環境調査 (TALIS) 2018 調査結果」日本の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない(教職員総数に占める教員の割合(日：82%、米：56%、英：51%)。

そのため、板橋区では複雑多様化する課題を解決するために、副校長の事務的な補佐を行う副校長補佐、基礎学力の定着及び向上・学級の安定化等を図る学力向上専門員、心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援や学級運営の補助等を行う学校生活支援員、プリント印刷や授業準備の補助等、教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフ等の様々な人材（資料編：資料 21）を採用し、課題解決のための体制を整えてきた。さらに、様々な人材を配置することにより、教育内容に応じて活動規模を柔軟に変えながら、個別最適な指導と円滑な学校運営に取り組んでおり、今後もより一層、支援体制の充実により、新しい時代の子どもの学びの保障に努めていく必要がある。

同時に、区内の多くの学校では、数学や英語等の教科において、学力の向上を目的に、習熟度に応じた授業や少人数指導の展開、ティーム・ティーチング<sup>9</sup>を実施しており、習熟の遅いグループの底上げと、習熟の早いグループの伸張をめざした、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われている。

ここで、平成 24 年答申で示した 1 学級あたりの人数の下限值（小学校 20 人、中学校 30 人）を区独自の学級編制として実現しようとした場合、令和 5（2023）年 5 月時点と比べて、小学校では 504 学級、中学校では 74 学級増加し、増加分に対応するための担任教員 578 名を区で独自に採用する必要がある。全国的な教員不足の現状<sup>10</sup>を鑑みると人材確保が極めて困難であることに加えて、区が独自採用した教員のキャリア面における課題、学級数増に伴う教室不足をはじめとした施設面での対応等の様々な課題があり、区が独自で少人数学級編制を実現することは難しいと言わざるを得ない。

以上のように、子どもたち一人ひとりの学びは、教員や学校運営をサポートする多様な人材の配置、活動内容等の様々な要因によって整えられるものであり、単一の指標や数値のみで捉えるものではなく、ことさら 1 学級あたりの人数だけで決まるものではない。さらに、教育内容に応じた望ましい規模での授業展開や授業形態、授業の進め方の工夫により、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの保障に向けて取り組んでいる現状があることから、平成 24 年答申の内容を見直し、1 学級あたりの人数については「明記しない」こととした。

一方で、教育上「望ましい学校規模」として 1 学級あたりの人数を明記しないものの、引き続き教育環境の充実を図っていくために、教職員の配置や学級編制基準の見直しについて、区から国や東京都に対して、機会を捉えて要望していく。

---

<sup>9</sup> 授業において 2 人以上の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。

<sup>10</sup> 平成 30（2018）年度採用候補者選考（令和元（2019）年度採用）受験者数 10,822 名、合格倍率 2.8 倍に対して、令和 5（2023）年度採用候補者選考（令和 6（2024）年度採用）受験者数 7,948 名、合格倍率 1.6 倍（令和 5（2023）年 9 月 29 日東京都教育庁報道発表資料より）

【表2 平成24年答申との比較】

	平成24年答申	本答申
学校規模	小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	小学校：12～18学級 中学校：12～ <u>18学級</u>
1学級あたりの人数	小学校：20人から30人 中学校：30人から35人	<u>明記しない</u>

### 3. 板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現に向けた基本的な考え方

#### (1) 検討にあたって

子どもたちにとってより良い教育環境の整備と教育の質を充実させていくためには、学校規模の適正化だけでなく、学校の適正配置にも取り組むことが重要である。

区では、近年、一時的な児童・生徒数の増加が見られるものの、「板橋区人口ビジョン」によると、長期的には令和12(2030)年をピークに年少人口が減少していくことが見込まれており、適正規模化による教育環境の整備に加えて、人口減少の可能性を見据えた学校の適正配置を検討する必要がある。

具体的には、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や、通学距離をはじめとした通学に係る安全面を考慮した通学区域の調整を行い、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

また、学校は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、地域の活性化や災害に強い地域づくりを進めるための地域活動や防災活動の拠点としての役割を担っていることを踏まえながら、将来的な教育環境の変化も見据えた学校の適正配置について実現することが、教育委員会に求められている。

その他、不登校児童・生徒への対応や中学校部活動の地域移行といった様々な今日的課題に対応していくためには、学校単体を主軸とした従来の適正配置の考え方だけではなく、近隣の学校やその他の公共施設、学校と地域の連携といった広い視野を持って方策を考えていくことが求められている。

#### (2) 検討事項

学校の適正規模・適正配置の実現にあたっては、学校や地域が抱える固有の事情や課題に加えて、区全体の公共施設のあり方と将来的な学校施設のあり方、維持管理等の課題を総合的に検討する必要があり、そのうえで持続可能な教育環境の整備が求められる。

審議会では、様々な視点から適正規模・適正配置の実現にあたって検討すべき事項を明らかにした。検討に際しては、以下に示した3つの事項を踏まえた有効な方策を導き

出していくことが望ましい。

### ① 通学区域

通学区域は、居住地から学校までの距離だけではなく、児童・生徒の安全性や学校の適正規模、学びのエリア<sup>11</sup>との整合等様々な要因に基づいて設定されている。

本審議会では、通学区域を検討する際に考慮すべき様々な要因について、「基本とするもの」と「配慮するもの」に分けて整理・検討を行った。

「基本とするもの」としては、子どもたちの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」、「小学校と中学校の通学区域の整合性」が挙げられる。

また、「配慮するもの」としては、円滑な学校運営の視点から、町会・自治会区域及びPTAや青少年委員の地区分け等の様々な点が挙げられる。

通学距離に関しては、距離だけでなく道路状況等を総合的に捉え、弾力的に考える必要があり、特に中学校は、小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。

	通学区域の検討にあたって考慮すべき要因
基本とするもの	適正規模の実現 / 安全性・通学距離 / 小中学校の通学区域の整合性
配慮するもの	町会・自治会 / 支部区域との整合性 / その他事項(PTAの地区分けや青少年委員の地区分け、警察署の管轄区域等)

### ② 地域協議

教育委員会ではこれまで適正規模・適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者や保護者、町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきた。引き続き、学校運営を円滑に進めていくために、保護者や地域等の意見を積極的に取り入れ、地域との協働に取り組んでいくことが求められている。

教育委員会は、地域との協働にあたって、学校と地域が互いに課題を認識し、共通の目標に向かって一体となって地域子どもたちを育ていく「地域とともにある学校」を実現するための仕組みとして、板橋区コミュニティ・スクール(iCS)を令和2(2020)年度から本格的に導入した。その中でも、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(CS)委員会が果たす役割は大きい。(図4)

今後は、iCSの両輪であるCS委員会や学校支援地域本部と連携を図るとともに、学校や地域の実情を勘案したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めなが

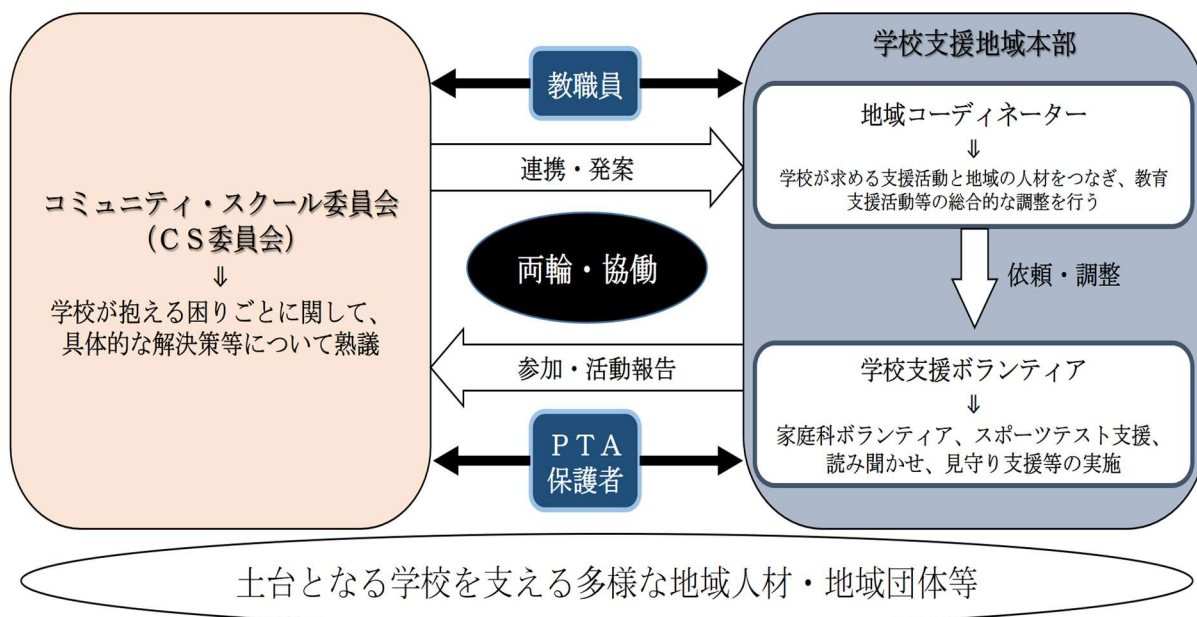
<sup>11</sup> 中学校を核として周辺の小学校をグループ化したもの。学びのエリアでは、小中学校で話し合っただけでエリアの特色を踏まえた9年間の「めざす子ども像」とそれを実現するための教育活動の「基本方針」を設定・共有している。また、教員間で合同研修や交流授業等を行っている。



ら協議を進めることが求められる。ただし、CS 委員会や学校支援地域本部と連携を図る際は、早期に情報提供することや協議機会を確保するといった配慮が必要である。

また、協議の過程において、必要に応じて教育委員会が対応可能な具体的方策を示す等、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。

【図4 板橋区コミュニティ・スクール (iCS) のイメージ】



### ③ 小中一貫型学校

小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、子どもたちのより良い学習環境の整備と成長機会の提供のための1つの手段であり、学校の形態における新たな選択肢である。学校教育は幅広い知識と教養を身に付けるだけでなく、学校内外における社会的活動の促進や自主・自律及び協同の精神、規範意識等を養うことを目標としている。その中で、交流授業や学校行事等における異学年間の交流は、学習意欲の向上に繋がるほか、下級生に対する優しさや上級生への憧れを抱くようになる等、その効果は学習面だけに留まらず、人間力、社会性、自己肯定感の向上に繋がるといった多くの教育効果が期待できる。

教育委員会では、中学校を核として周辺の小学校をグループ化した学びのエリアを設定し、小中一貫教育を行っている。今後設置される小中一貫型学校では、これまでの学校現場における課題の解消に資するためだけではなく、義務教育9年間を意識しためざす子ども像を学びのエリア内で共有し、学校や地域の事情を踏まえながら、特色ある学校づくりや特徴的な取組、先駆的な研究を進めることが重要な役割となる。

そして、その取組や効果を他の小中学校に波及させることにより、小中一貫教育を全ての学びのエリアで効果的に推進していくことが期待できる。

一方で、学びのエリアは、1つの中学校に対して複数の小学校が連携しており、通学区域によっては様々な小学校から進学することから、小中一貫型学校の周辺の小学校からの進学者と、小中一貫型学校の小学校からの進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要がある。

学校によって学級数や通学区域が様々であることや学校間の距離等が異なることから、一概に整備条件を掲げることは難しいが、以下の点に考慮したうえで、設置可能な学校や地域を検討することが望ましい。

設置にあたって考慮すべき内容
----------------

①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向／②通学距離や通学にかかる安全性
--

## 第4章 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について

- 教育環境を整備する際は、ICT 技術の更なる向上や環境負荷の低減、子どもたちを取り巻く様々な環境等、多様な視点を持ちながら取り組まなければならない。
- 教育環境の整備により今日的課題を解決することで、「個別最適な学びと協働的な学び」が一層推進され、「子どもたちが未来を切り開くための資質・能力」が育まれる。
- 子どもたちが抱える複雑多様な課題を解決するためには、教員や学校運営に携わる様々な人材、子ども本人やその保護者、地域や関係機関と連携を密にしながら対策を講じる必要がある。

### 1. 基本的な考え方

区の学校施設は、昭和30年代から昭和40年代の児童・生徒の急増に伴い、集中的に整備が進められたため、数多くの学校が改築や改修等の更新時期を迎えている。また、区が保有する公共施設全体のうち、小中学校等の学校教育施設は約6割を占めており、持続可能な区政運営を進めていくうえでも学校施設の計画的な更新は喫緊の課題となっている。

加えて、教育環境の整備にあたっては、これまで取り組んできた「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営（教科センター）方式」等の先進的な教育環境整備の取組のほか、ICT技術の高度化により教育環境が更に変化する可能性、バリアフリーやユニバーサルデザイン、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設整備（エコスクール）等、様々な視点を持ちながら、屋外環境等を含めた学校全体の整備に取り組んでいかなければならない。

これらの視点を踏まえながら教育環境を整えていくことにより、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学び」や子どもたちを取り巻く多様な状況への対応、地球規模の課題を自分のこととして捉え課題解決に向けて取り組む学習活動（ESD）がより一層推進され、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」が育まれていくものとする。

### 2. 検討すべき事項

#### (1) ICT化

ICT機器やネットワークの整備・維持・更新といった環境整備は、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために必要不可欠であり、教職員の長時間労働の是正や働き方改革を実現する上でも重要なものであると考える。

教育委員会では、国が掲げる「GIGA スクール構想」を踏まえて、令和2(2020)年度に「板橋区スマートスクールプロジェクト(板橋区立学校 ICT 活用指針)」を策定した。区の ICT 活用に関する計画と整合を図りながら、児童・生徒向けの一人一台端末の配備と校舎内での通信環境整備というハード面に加え、これらを活用するための支援人材の配置といったソフト面においても整備を進めてきた。ICT 環境を整備し、支援体制の構築により ICT の活用を進めていくことで、子どもたちの個別最適な学びの保障と主体的で対話的な深い学びの実現に大きく寄与することとなった。

加えて、学校現場では、児童・生徒向けの一人一台端末を活用した授業内容や家庭学習教材の充実、不登校児童・生徒の学びの保障としてのオンライン授業の展開等の学習面に加えて、学校と子どもたちを繋ぐ手段(オンライン悩み相談)や各種アンケートの実施・集計、保護者との連絡手段等、様々な形で活用されており、今後も一層拡充していくことが見込まれる。

さらに、指導者用デジタル教科書や教職員の校務を支援するシステムの導入、個々の基礎学力の評価・分析による基礎学力向上と作問・採点処理の負担軽減にも繋がる CBT<sup>12</sup>の活用や授業教材の共有等の取組によって、教職員の業務負担の軽減や授業内容の改善・充実に繋がっていくことが期待できる。

今後は、ICT 分野における早い技術革新を見据えて着実に対応しつつ、教員研修の充実や一人一台端末を使った授業実践の好事例の紹介、トラブル対応や機器更新等のサポート体制の整備に取り組み、教育現場における ICT 機器の主たるユーザーである教職員や子どもたちの意見や要望に耳を傾け、適切に取り組んでいくことが求められている。

## (2) 施設内容

施設内容を検討する際は、オープンスペースをはじめとする学校全体が学びの場所である、という認識の中で、学校全体の機能の充実と、個別最適な学びや協働的な学びの実現、中学校における 35 人学級編制の導入の可能性をはじめとする、新たな教育環境への対応ができる柔軟な設え等を重要な視点として捉える必要がある。

加えて、そこで学ぶ子どもたちの要望やそこで働く教職員や学校に関わる様々な主体の意見を取り入れながら、子どもたちの多様性に配慮した施設づくりの視点を踏まえた議論をしていくことが望ましい。

また、学校施設は、地域活動拠点や防災拠点としての機能が求められており、これま

---

<sup>12</sup> Computer Based Testig の略で、コンピュータを利用して実施するテスト方式。個々のデータを評価・分析することで、教員や児童・生徒本人が個々の学力や苦手分野を把握し基礎学力の向上に繋げることを目的とするほか、教員の作問・採点処理に係る負担軽減により働き方改革の一助となることが目的。

でと同様に「地域とともにある学校」としての複合的な施設内容となるよう検討する必要がある。あわせて、地域開放部分と学校専用部分とのセキュリティ管理や、施設管理における教職員の負担軽減について、ハード、ソフト両面から検討することが重要である。

防災拠点としての地域防災機能を最大限活用するためには、日頃から学校と地域が連携し、防災・避難訓練をはじめとする災害情報を共有する等の取組を行い、防災意識の醸成に努めていくことが望ましい。

### (3) 施設更新

施設更新にあたっては、年少人口の推計、集合住宅の建築計画、都市整備計画、当該学校施設の老朽化状況、区の財政状況等を踏まえるとともに、施設の多機能化や他の公共施設との複合化、近隣の学校との施設の共有化をはじめとした次世代の公共施設や学習空間のあり方を他自治体の例も参考にしながら総合的に判断し、教育委員会だけではなく区全体で取り組むことで、教育環境の充実に努めていく必要がある。(資料編：資料 22, 23)

また、区の学校敷地は都内特有の土地情勢により限られた面積であることが多く、次世代型の学校施設を想定する場合は、必要な延べ床面積を捻出するための高層化改築を選択肢の一つとして検討する必要がある。

### (4) 子どもたちの多様性と子どもたちを取り巻く様々な環境

子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境が変化しており、外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語指導や社会的な課題として挙げられているヤングケアラーへの支援のように、児童・生徒は複雑かつ高度な問題を抱えており、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応が必要となっている。

特別な支援が必要な児童・生徒の増加や医療的ケア児への対応、不登校児童・生徒への対応等に適切に対応していくためには、学校現場における受け入れ体制の整備に加え、学びの空間の確保と安心して過ごせる居場所の整備を進め、学びのエリアをはじめとした地域の理解と協力を得ながら、子育て支援や児童福祉等の様々な支援主体と学校の連携を強化していくことが重要となる。

とりわけ、特別支援教育に関しては、小学校では平成 28(2016)年度、中学校では平成 30(2018)年度から実施された特別支援教室 (STEP UP 教室) の全校設置等により、教員の特別支援教育についての理解が広まった。一人ひとりに寄り添った丁寧な指導の必要性がより一層認識されたこともあり、これまでに多くの特別な支援が必要な子どもたちを受け入れている。

区では、障がいの種類や程度に応じて、「特別支援学級」、「特別支援教室（STEP UP 教室）」、「きこえとことばの教室」を設置しており、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な指導及び必要な支援に努めている（資料編：資料 24, 25）。

心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援等を行う学校生活支援員等も活用しながら支援レベルに応じた体制を充実させることで、子どもたち一人ひとりの特性に対応した適切な指導や支援、学びやすい環境づくりに努めている。

一方で、特別支援教育の制度や体制について、保護者や地域の理解を促進するためには、特別支援教育の内容や状況をより丁寧でわかりやすく情報提供・発信していくことが重要である。

支援を必要とする子どもたちの推移を予測することは難しいが、特別な支援を受けながら学ぶ児童・生徒数は多くなっている現状を踏まえると、今後、特別支援学級や特別支援教室（STEP UP 教室）等に関する適正規模・適正配置について検討していく必要性も考えられる。

学校施設の整備にあたっては、子どもたちと教員が関わりやすい職員室配置や通常学級と特別支援学級が交流しやすい教室配置を検討し、通常学級と特別支援学級のそれぞれの教員が連携を図りやすい体制の構築と、学校と保護者や地域等、様々な主体と連携した支援体制の構築を考えていく必要がある。

また、近年は、不登校児童・生徒が増加しており、全国的な課題となっている。教育委員会では、そのような状況を踏まえて、不登校児童・生徒に対する校内での居場所づくりや支援体制の強化といった施策を展開しており、引き続き、教員や子どもたち本人、保護者、地域と連携を密にしながら対策を講じていく必要があると考える。（資料編：資料 26）

さらに、不登校児童・生徒への対応に加えて、不登校を生まないための未然防止策も考えていく必要がある。不登校の要因や背景は複雑・多様であることから、教育の観点から対応することはもとより、様々な関係機関とも情報共有を行いながら、状況の把握に努め、適切な支援を行っていくことが重要である。

## 第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

- 小規模化対応についてはこれまでの取組を継続し、過度な小規模化の進行に対しては、施設整備や学校運営上の工夫では十分な対応ができないことがあるため、より早急な対応が必要である。
- 大規模化対応については、普通教室への転用や適切な人材配置により大規模化に係る課題の最小化に努めていくことが重要である。
- 適正配置の取組では、学校の規模が適正となるように学校を配置する考え方に加えて、学校とその他公共施設の連携や複合化によって、教育活動の充実や今日的課題の解決に資する取組ができるような学校配置を考える、という広域的かつ連携的な発想が必要である。

これまで述べてきたとおり、子どもたちのより良い教育環境を整備し、教育の質を充実していくためには、学校規模の適正化と学校の適正配置の双方に取り組むことが重要である。

区には、今回の中間まとめで示した教育上「望ましい学校規模」から外れる学校が28校存在している(令和5(2023)年度は小学校51校中17校、中学校22校中11校)が、既に述べてきたように、各学校ではそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供と教育の充実に取り組んでおり、「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境にあると断定できない。

教育上「望ましい学校規模」を大きく外れる場合においては、区や学校、保護者、地域関係者等の関係主体が良好な教育環境の確保に向けて議論する必要があるとあり、規模に応じた取組や考え方について、適正配置に向けた取組や考え方とあわせて、以下のとおりまとめた。

### 1. 小規模化対応

教育委員会では、これまで「基本方針」や「一体的な推進のための方針」に沿って、小規模化に関する課題を学校はじめ、地域、保護者と共有し、小規模化解消に向けて学校関係者による協議会を設置し、検討していくことを基本としながら、適正規模化の取組を推進してきた。これらの取組を継続しつつ、通学区域の変更といった児童・生徒数の増加に繋がる取組や年少人口の将来推計を踏まえた学校の統合について検討を進めていくことが考えられる。

また、全学年が単学級になる程度の過度な小規模化が進行している場合は、過小規模となったことで学校が抱える課題に対して、施設整備や運営面、指導面の工夫では十分な対応ができないことがあるとともに、過小規模校を避けて隣接校への入学を希望する児童・生徒の割合が高くなる傾向があることから、一層過小規模化が進むことによって教育面や運営面に及ぼす影響が大きく、より早急な対応が必要であると言える。

## 2. 大規模化対応

区内には大規模集合住宅の建設による一時的な児童・生徒数の増加や、小学校における35人学級編制の実施による学級数の増加によって、学校規模が大規模化している学校があり、大規模化対応は区が抱える喫緊の課題となっている。

大規模化の解消に向けた取組として、新たに学校を設置することや通学区域を変更することが挙げられるが、新校設置は学校用地を確保することが難しく、多額の建設費用がかかることを踏まえると現実的とは言えず、また、通学区域を頻繁に変更することは児童・生徒、保護者に不安を与え、地域の混乱に繋がる懸念されるため、望ましくない。

大規模集合住宅の建設における児童・生徒数の動態は、出生の時期が一定期間に集中することから、児童・生徒数の増加は一時的な傾向となることが多いため、校舎の増築や改築等のハード面における対応を行うにあたっては、東京都が毎年公表している集合住宅児童・生徒等出現率表を参考に、当該校の通学区域を中心とした人口動態を確認し、学校規模の将来推計を踏まえて慎重に検討する必要がある。

平成29(2017)年以降、集合住宅の建設に起因する児童・生徒数の増加により、普通教室の不足に対応するために増築した学校が3校あり(資料編:資料22)、引き続き、学校規模の将来推計を丁寧に注視していかなければならない。

今回、大規模化対応を検討するにあたって、大規模校の状況を把握するため、他自治体へのアンケート調査を行い、また学級数が多い区内小中学校の校長を本審議会に招いて大規模校の良い点や学校運営上の課題や工夫についてヒアリングを実施し、次のことが確認された。

大規模校の良い点として、児童・生徒数が多いことにより運動会等の学校行事に活気があり、多くの他者と日々接することにより切磋琢磨の姿勢と社会性が一層育まれる等、子どもたちにとってより良い成長に繋がる面がある。さらに、多くの教員が配置されることにより教員間での協力体制が組みやすく、所掌事務の分散による負担軽減に繋げやすい。また、授業や教材研究においても職場内で研修が効果的に行うことができるといった、組織運営や人材育成面でのメリットがある。その他、保護者も必然的に多くなるため、学校を支援してくれる人材が確保しやすい、といった多くの項目が挙げられた。

一方、学校運営上の課題として、全校朝礼や学年ごとに行う校外学習等の行事の場所の確保、安全確認等の運営上の配慮事項が多い、特別教室や体育館、プールを利用する際に時間割の調整に労力を要すること、また、副校長や養護教諭、学校医といった特定の職について、児童・生徒数に応じた配置がされているとはいえ、担当する人数が多いため負担が多くなる傾向がある、大規模化により給食室での調理のしやすさや効率化に工夫が必要



である等が挙げられた。

これらの課題に対しては、学校内の多目的室や余剰教室を有効活用し、適宜、時間割を調整しながら学校運営を行うとともに、複雑多様化する課題を解決するための様々な支援人材（資料編：資料 21）を配置することが有効であることが確認できた。

これらの状況を踏まえつつ、大規模化が進んでいる学校については、余剰スペースの普通教室への転用や増築などによる教室・諸室の確保を進めつつ、学校の隣接用地を含めて、課題が最小化し、教育環境が充実するよう努めていくことが重要である。

### 3. 適正配置

教育委員会はこれまで、「基本方針」及び「一体的な推進のための方針」に基づき、学校関係者や地域関係者と合意形成を図りながら、子どもたちのより良い教育環境を整備するために、統合や通学区域の変更、増改築等により適正配置の取組を進めてきた。

引き続き、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や通学区域の調整を行い、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

また、適正配置の検討にあたっては、将来的な人口減少の可能性や教育環境の変化を見据えながら、不登校児童・生徒への対応や中学校部活動の地域移行等の今日的課題を踏まえて、区全体の公共施設や将来的な学校施設のあり方について、教育委員会だけでなく区全体で取り組んでいく必要がある。

学校単体を主軸とした考え方だけではなく、学校同士の連携や学校とその他公共施設の連携、学校と地域の連携によって、教育活動の充実や今日的課題の解決に資する取組ができるような学校配置を考える、という広域的かつ連携的な発想が必要である。

学校同士の連携においては、学びのエリアにおける小中一貫教育の推進の中で、義務教育9年間を通じた系統性・連続性に着目した教育が行われてきた。教員の交流や児童・生徒の交流により、学力の定着や向上、子どもたちの社会性の向上、教員の意識改革等、様々な効果が期待できる。さらに、学びのエリアにおける小中一貫教育での取組や効果を他の学びのエリアに共有していくことも重要である。

学校とその他公共施設の連携の視点では、区立図書館や生涯学習センターといった社会教育施設や、区民ホールなどの区民施設と連携する、あるいは将来的に学校施設の中に設置することにより、子どもたちの学習機会の創出や多様な学習環境が生み出される。このことにより、学校が地域住民の生涯学習の場や地域コミュニティの形成の場所にもなることから、地域住民や関係団体などが学び、活動する環境も充実する。

加えて、複数の公共施設の複合化によって、住民の利便性向上や将来的な学校施設の効果的な活用、公共施設の将来的な維持管理コストの削減といった更なる効果も期待できる。

また、教育活動を支援する地域の人材や団体とより一層の連携を図ることで、学校と地域が一体となって子どもたちを見守り、育てていく環境の充実に繋がっていく。それにより、多様な支援体制が必要な不登校児童・生徒への対応や、地域の支援人材や団体を活用し地域展開を行う中学校部活動の地域連携及び地域移行等の今日的課題の解決に繋がっていくことができる。

学校の適正配置に向けて、教育委員会がこれまで取り組んできた学校の統合は継続しながら、地域連携や地域防災の拠点としての役割を踏まえる必要がある。そして、区全体を学びの場・空間と捉え、学校や保護者、地域等の関係主体と共に適正配置について取り組んでいくことで、特色ある学校づくりに繋がることが期待される。

## 第6章 おわりに

本審議会は、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の検討にあたり区立学校の現状と問題点を整理し、事例研究による考察も加えながら議論を進め、適正規模及び適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について一定の方向を見出すことができた。本答申は、それらを提言としてまとめたものである。

教育委員会においては、本答申を真摯に受け止め、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」を育成する「魅力ある学校」の整備・充実に向けて、最大限努力すべきである。

また、各学校、保護者、地域関係者は、互いに連携・協力し、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を実現・持続するための視点に立ち、十分に検討してほしい。

本答申がその指針となることを切に願ってやまない。

# 答申（中間のまとめ案 資料編）

資料 1	諮問文.....	1
資料 2	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例 .....	2
資料 3	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則 .....	3
資料 4	東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿 .....	5
資料 5	審議会 審議経過 .....	6
資料 6	小委員会 審議経過.....	7
資料 7	地区毎の小学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない) .....	8
資料 8	地区毎の中学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない) .....	8
資料 9	板橋区総人口の見通し .....	10
資料 10	年少人口（0～14歳）の人口ビジョンにおける見込と実数との比較 .....	10
資料 11	年少人口（5年齢毎）の推移（直近8年） .....	11
資料 12	区の出生数推移（直近10年） .....	11
資料 13	学校数推移(特別支援学級(固定)含む) .....	12
資料 14	特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数推移(直近10年) .....	12
資料 15	小学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない) .....	13
資料 16	中学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない) .....	13
資料 17	学校配置図と各学校の学校規模（令和5年度） .....	15
資料 18	学校配置図と各学校の学校規模（令和15年度） .....	16
資料 19	これまでの通学区域変更履歴 .....	17
資料 20	これまでの統合・再編履歴 .....	19
資料 21	学校支援人材一覧 .....	20
資料 22	小学校改築・長寿命化改修等工事実施状況 .....	21
資料 23	中学校改築・長寿命化改修等工事実施状況 .....	22
資料 24	板橋区特別支援教育（固定級）の現状 .....	23
資料 25	板橋区特別支援教育（通級）・日本語学級の現状 .....	23
資料 26	不登校への主な取組 .....	24

資料 1

4 板教新学第 5 3 号  
令和 4 年 4 月 1 9 日

東京都板橋区立学校適正規模  
及び適正配置審議会 様

東京都板橋区教育委員会

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置等について（諮問）

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

- 1 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について
- 2 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の具体的方策について
- 3 新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について

（諮問理由）

平成 2 4 年 3 月の審議会答申から 1 0 年が経過し、GIGA スクール構想の実現に伴う一人一台端末の導入、小学校における 3 5 人学級編制の実施、小中一貫教育の推進、一部地域における大規模集合住宅の建設や「まちづくり」の進行による一時的な児童・生徒数の増加をはじめ、区立学校を取り巻く状況は変化している。

子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、板橋区立学校の適正規模及び適正配置のあり方や「いたばし魅力ある学校づくりプラン」後期計画の策定に向けて、区が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について、様々な立場の方に十分な協議を重ねていただく必要がある。

## 資料 2

### 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例

平成11年12月 1 日  
東京都板橋区条例第52号

(設置)

第1条 東京都板橋区立の小学校及び中学校等（以下「区立学校」という。）の児童及び生徒等の数の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、区立学校の適正規模及び適正配置等に関連する事項を審議するため、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 区立学校の適正規模に関すること。
- (2) 区立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、審議の経過を踏まえ、必要があると認めるときは、答申前においても、前項の審議事項について、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員 21 人以上をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 区職員
- (5) 区立学校の教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項に規定する答申をしたときに満了する。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、議事を効率的に行うための組織として小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会に諮り、会長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 審議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 資料3

#### 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則

平成11年12月1日  
東京都板橋区教育委員会規則第8号  
改正  
平成21年12月25日  
東京都板橋区教育委員会規則第21号  
平成27年3月23日  
東京都板橋区教育委員会規則第15号  
令和3年12月23日  
東京都板橋区教育委員会規則第19号

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則を左記のとおり制定する。

#### 記

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例（平成11年板橋区条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第2条 条例第3条各号に掲げる区分ごとの委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 区議会議員 5人以内
- (2) 学識経験者 5人以内
- (3) 区民 7人以内
- (4) 区職員 2人以内
- (5) 区立学校の教職員 2人以内

(オンライン出席)

第3条 委員又は条例第8条に規定する委員以外の者は、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）の会議に出席することができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、出席委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

- (1) 審議会の会議において取り扱う情報が、東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第6条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 審議会の会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(傍聴)

第5条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(小委員会の組織及び運営)

第6条 審議会に小委員会を設けるときは、小委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会に属する委員の互選により定める。
- 3 委員長は、小委員会を招集する。
- 4 委員長は、小委員会における検討の結果を審議会の会長に報告する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第3条の規定は、小委員会における会議の出席について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、新しい学校づくり課において処理する。

(補則)

第8条 審議会の議事の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年12月25日教育委員会規則第21号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月23日東京都板橋区教育委員会規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年12月23日東京都板橋区教育委員会規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料 4

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿

	氏 名	役 職	備 考
学識経験者	◎天竺 茂	千葉大学教育学部 名誉教授	
	○小林 福太郎	東京女子体育大学 前教授	
	□倉斗 綾子	千葉工業大学創造工学部デザイン科学科教授	
	斎尾 直子	東京工業大学環境・社会理工学院 建築学系教授	
	松波 紀幸	帝京大学教職センター教育学部初等教育学科 准教授	
区議会議員	田中 やすのり	板橋区議会 議長	第8回～
	坂本 あずまお	板橋区議会 議長	第1回～第7回
	中村 とらあき	板橋区議会 文教児童委員長	第8回～
	安井 一郎	板橋区議会 文教児童委員長	第2回～第7回
	小林 おとみ	板橋区議会 文教児童委員長	第1回
区民委員	露木 保文	板橋区町会連合会 副会長	
	古谷 茂	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会 会長	
	□緑川 有紀	板橋区青少年委員会 会計	
	□小宮 慶之	板橋区立小学校 PTA 連合会 顧問	
	◇藤原 康俊	板橋区立中学校 PTA 連合会 顧問	第8回～
	◇横川 隆之	板橋区立中学校 PTA 連合会 顧問	第1回～第7回
	木村 縁理	区民公募	
	田邊 和子	区民公募	
区職員	尾科 善彦	板橋区副区長	第9回～
	橋本 正彦	板橋区副区長	第1回～第8回
	中川 修一	板橋区教育委員会教育長	
区立学校教職員	□中川 久亨	板橋区立北野小学校 校長	
	□伊藤 聡	板橋区立板橋第一中学校 校長	

◎会長、○副会長・小委員会委員長、◇小委員会副委員長、□小委員会委員



## 資料5

## 審議会 審議経過

回数	開催月日	審議内容
第1回	令和4年4月19日	教育長挨拶、委嘱状交付、委員紹介、会長・副会長の選出、諮問、諮問内容について、審議期間について、協議事項（審議会の呼称について、審議の進め方及び小委員会について）、報告事項（平成24年審議会答申、いたばし魅力ある学校づくりプラン概要・進捗経過について、板橋区立学校の概況、いたばし学び支援プラン2025）
第2回	令和4年6月23日	委嘱状交付、第1回審議会議事録の区ホームページへの公開について、第1回小委員会の報告について、意見交換（諮問内容に対する議論の視点や方向性）
第3回	令和4年8月9日	第2回審議会における主な意見等について、第2回小委員会の報告について、適正規模・適正配置・適正規模化の方法について、意見交換（通学区域）
第4回	令和4年10月7日	第3回審議会における主な意見等について、第3回小委員会の報告について、大規模化対応について、通学区域について
第5回	令和4年12月16日	第4回審議会における主な意見等について、第4回小委員会の報告について、大規模化対応について、通学区域・地域協議について
第6回	令和5年2月8日	第5回審議会における主な意見等について、第5回小委員会の報告について、大規模化対応について、小中一貫型学校について
第7回	令和5年4月12日	第6回審議会における主な意見等について、第6回小委員会の報告について、小中一貫型学校について、施設内容・施設更新について
第8回	令和5年6月30日	第7回審議会における審議状況、第7回小委員会の報告、特別支援教育、審議内容振り返り及び中間まとめ構成案
第9回	令和5年8月10日	第8回審議会における審議状況、第8回小委員会の報告、答申（中間のまとめ案）
第10回	令和5年10月10日	第9回審議会における審議状況、答申（中間のまとめ案）
第11回	令和5年12月15日	第10回審議会における審議状況、答申（中間のまとめ案）

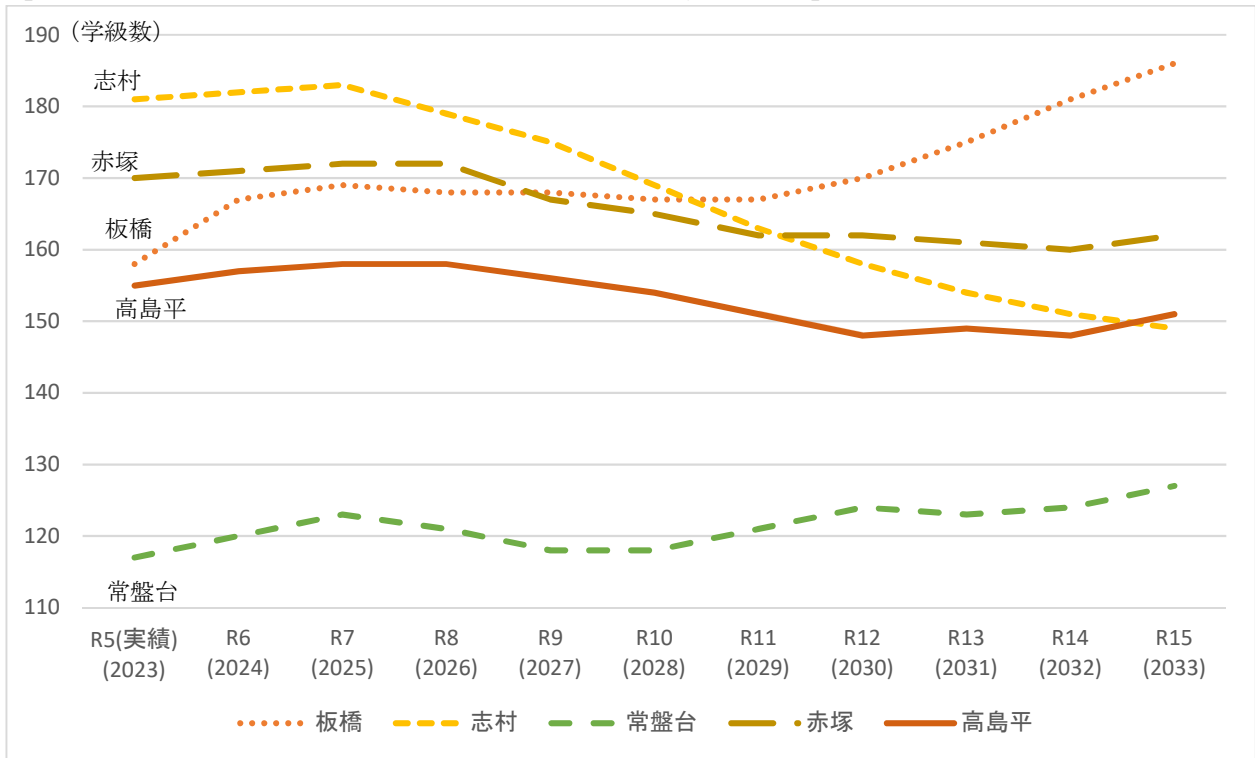
## 資料6

## 小委員会 審議経過

回数	開催月日	審議内容
第1回	令和4年5月31日	委員長・副委員長の選出、審議の進め方について 第2回審議会に向けての資料等の検討
第2回	令和4年7月21日	第2回審議会の報告、第3回審議会に向けての資料等の 検討（適正規模について、適正配置について、適正規模 化の方法について）
第3回	令和4年9月12日	第3回審議会の報告、第4回審議会に向けての資料等の 検討（適正規模・適正配置・適正規模化の方法について、 通学区域）
第4回	令和4年11月1日	第4回審議会の報告、第5回審議会に向けての資料等の 検討（大規模化対応について、通学区域について、地域 協議について）
第5回	令和5年1月20日	第5回審議会の報告、第6回審議会に向けての資料等の 検討（大規模化対応について、小中一貫型学校について）
第6回	令和5年3月28日	第6回審議会の報告、第7回審議会に向けての資料等の 検討（小中一貫型学校について）
第7回	令和5年5月23日	第7回審議会の報告、第8回審議会に向けての審議（施 設内容・施設更新について）
第8回	令和5年7月14日	第8回審議会の報告、第9回審議会に向けての審議（特 別支援教育について、中間まとめ案について）

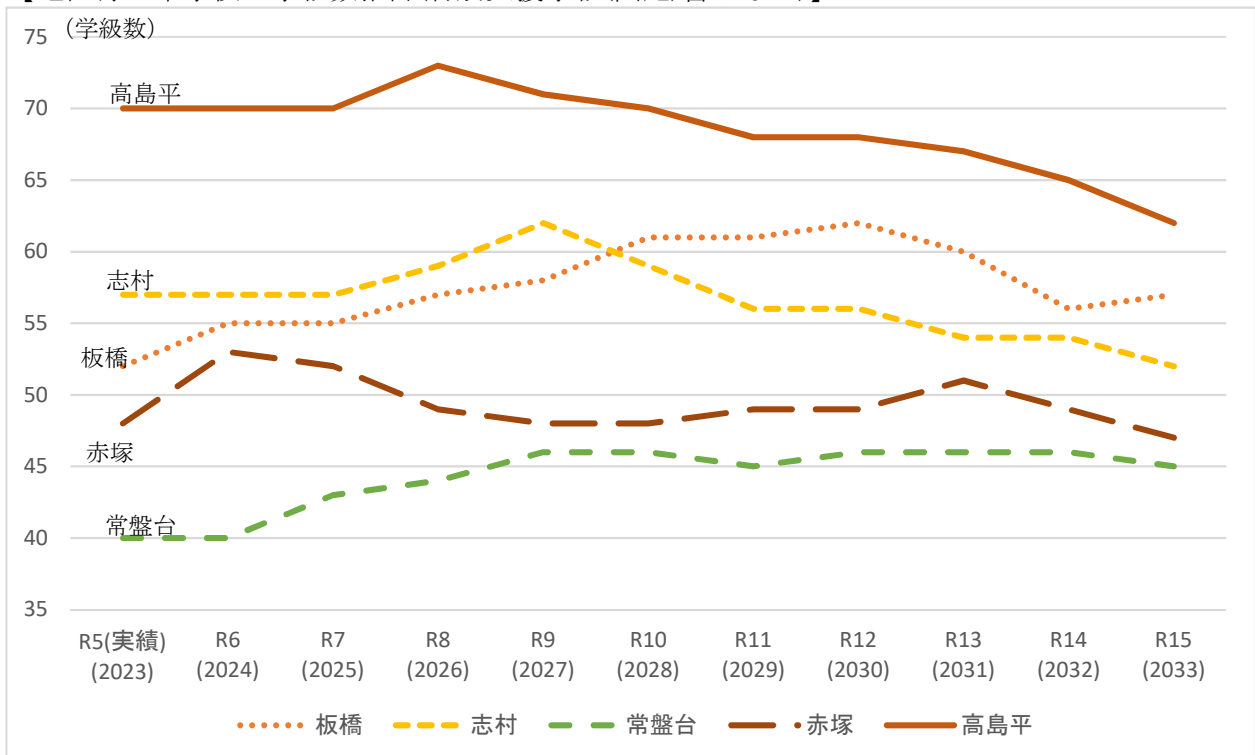
## 資料 7

【地区毎の小学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】



## 資料 8

【地区毎の中学校 学級数推計(特別支援学級(固定)含まない)】



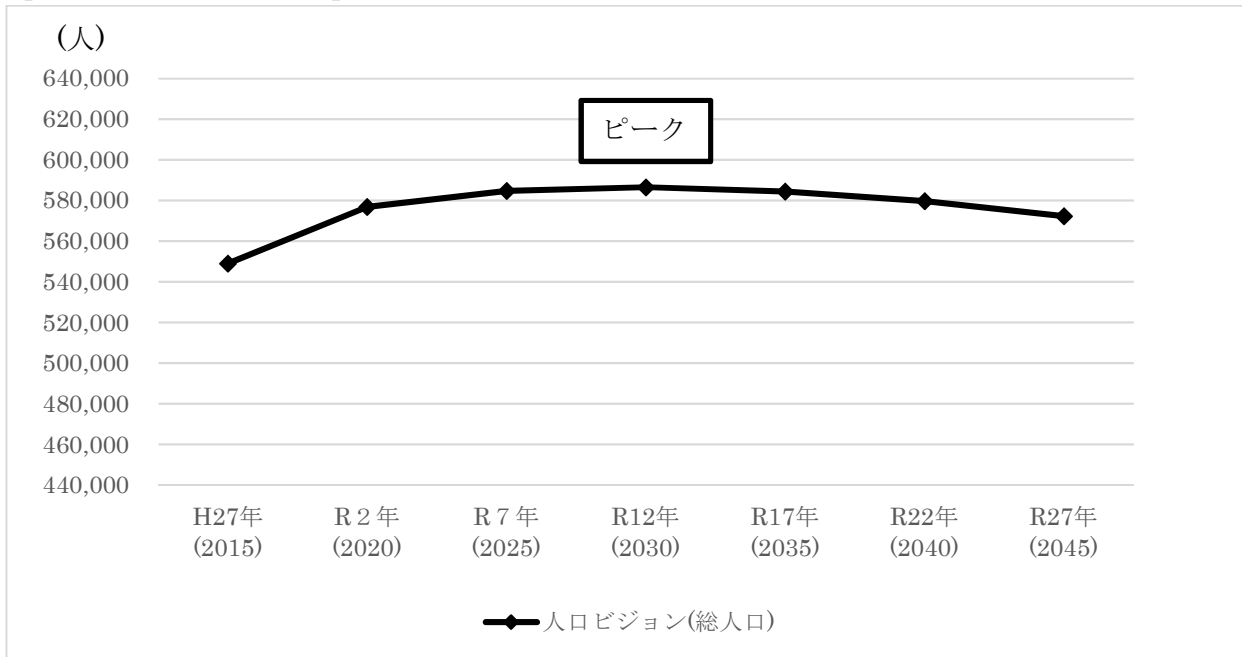
注/資料 7 及び資料 8 の推計方法について

- 令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳人口に各学校の想定入学率を乗じて各年度の入学者数を算出。  
※令和 12(2030)年以降の推計においては、通学区域内の 0 歳人口の過去 5 年平均を基本として令和 5 年 5 月 1 日以降の想定 0 歳人口を算出。ただし、過去 5 年平均と過去 2 年平均を比較し、10 人以上の差がある場合は、出生数の変化を考慮し 2 年平均を採用。
- 通学区域内に一定規模以上の集合住宅建設情報がある場合は、総戸数に東京都から公表される教育人口等推計の集合住宅出現率を乗じた年齢別出現数を算出。

- ③ ②で算出した人数を入居開始年度の翌年度に①で算出した人数に加算する。(年度途中で転校してきた場合はその年の学級編制に影響はないが、翌年度の学級編制に影響するため)
- ④ 35人学級編制導入を考慮し、令和5(2023)年度は4年生までを35人学級、5・6年生を40人学級、令和6(2024)年度は5年生までを35人学級、6年生を40人学級、令和7(2025)年度は6年生までを35人学級として算出し、③で算出した人数を35人学級の学年には35で、40人学級の学年には40で除して学級数を算出。

### 資料 9

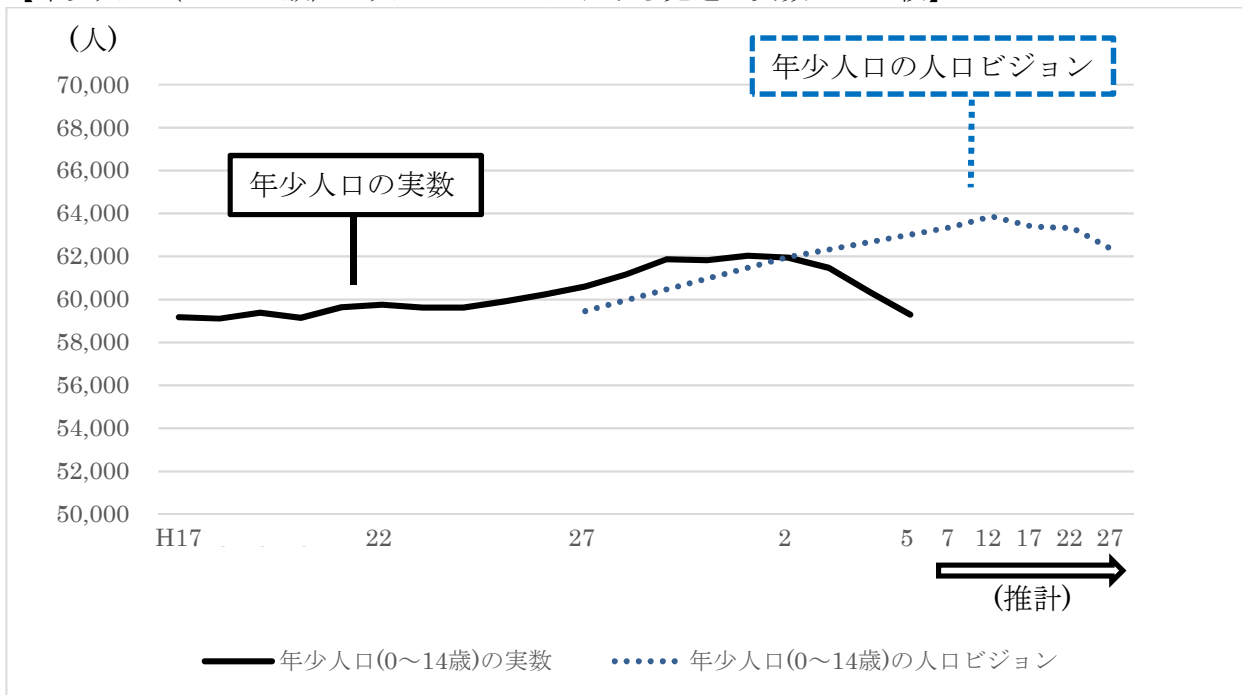
【板橋区総人口の見通し】



注／数値は「板橋区人口ビジョン (2020年～2045年)」より

### 資料 10

【年少人口 (0～14歳) の人口ビジョンにおける見込と実数との比較】

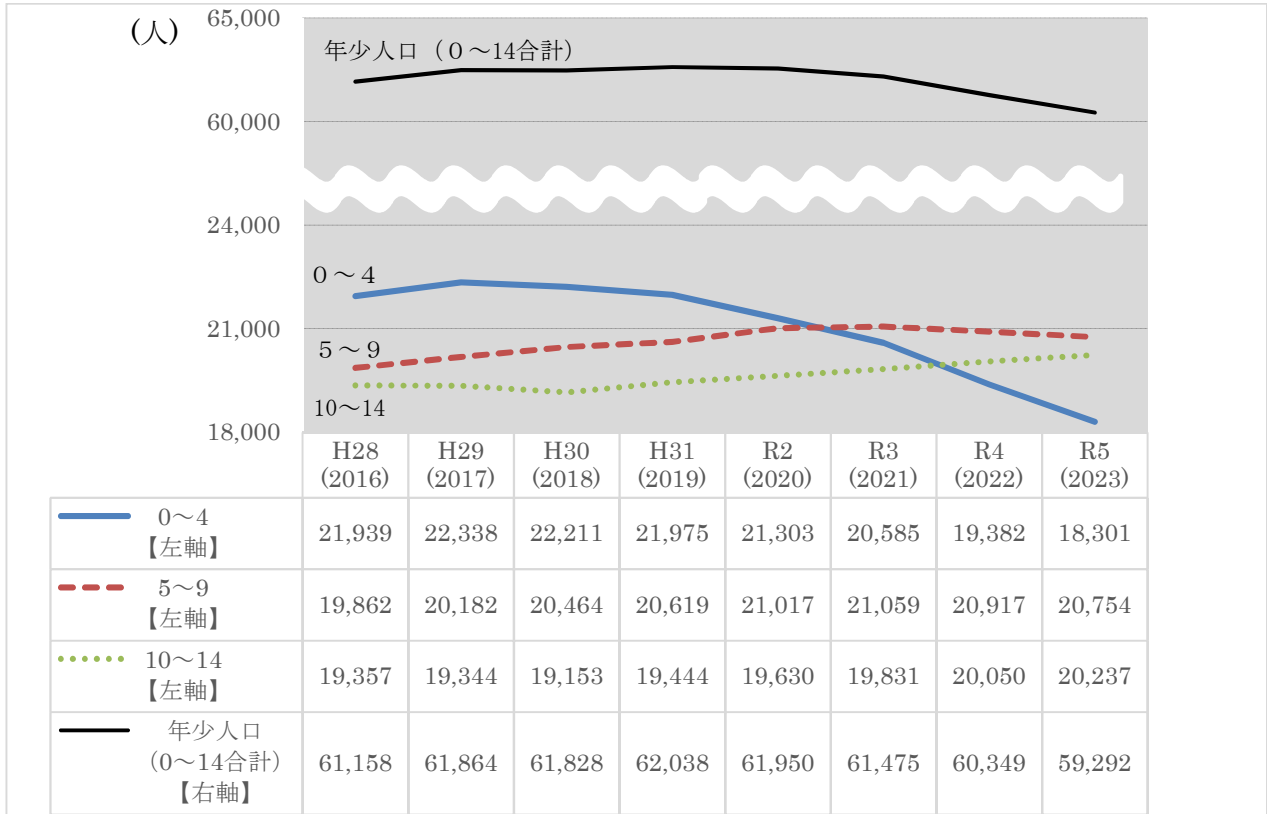


注／年少人口の実数は区ホームページ内「世帯数・人口表」の各年1月1日の数値より

注／年少人口の人口ビジョンの数値は「板橋区人口ビジョン (2020年～2045年)」より

## 資料 11

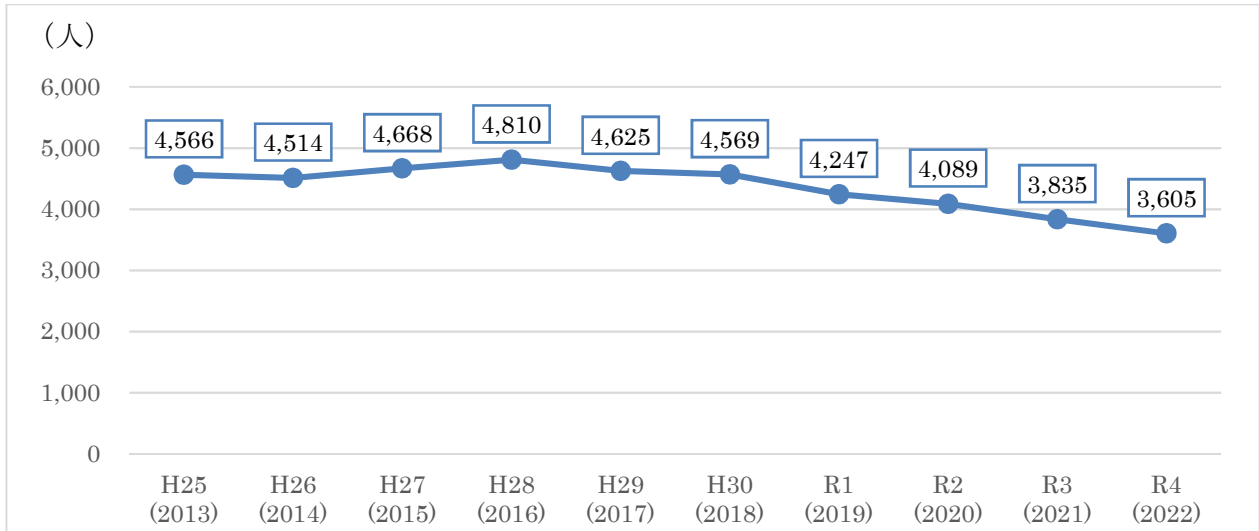
### 【年少人口（5年齢毎）の推移（直近8年）】



注／数値は区ホームページ内「年齢別人口表」の1月1日の数値より

## 資料 12

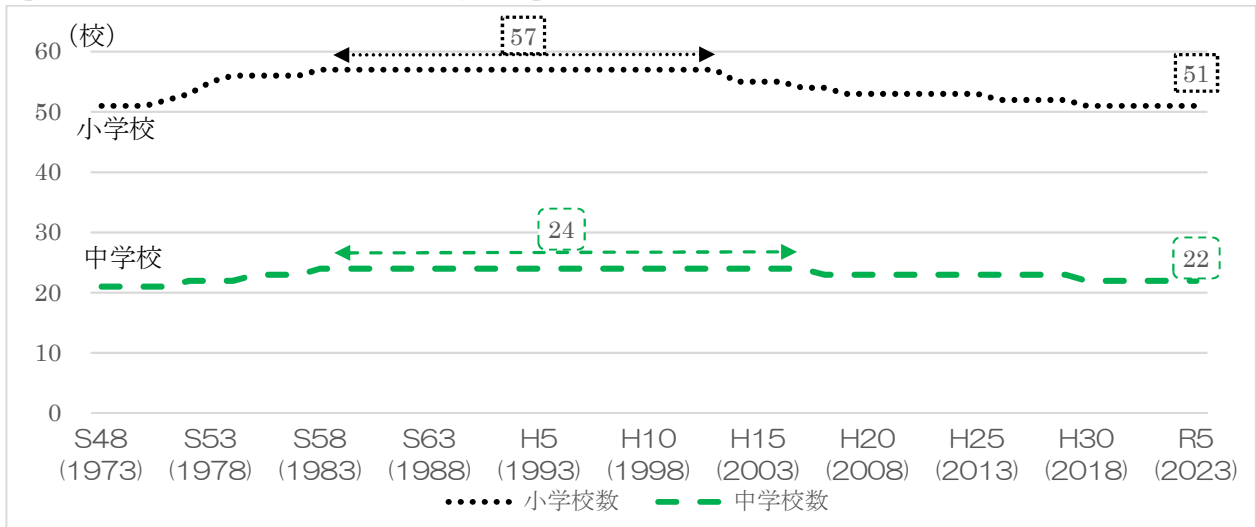
### 【区の出生数推移（直近10年）】



注／数値は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）」

### 資料 13

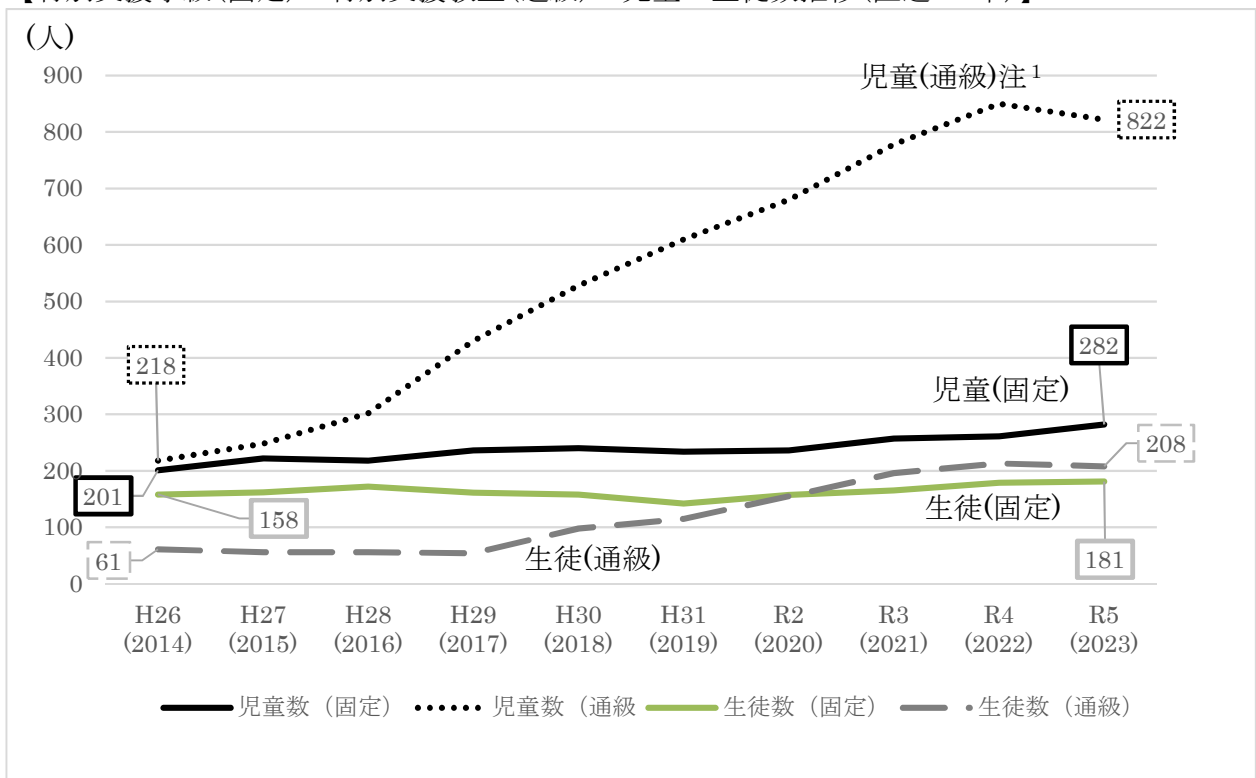
【学校数推移(特別支援学級(固定)含む)】



注/数値は「教育要覧」より

### 資料 14

【特別支援学級(固定)・特別支援教室(通級)の児童・生徒数推移(直近10年)】

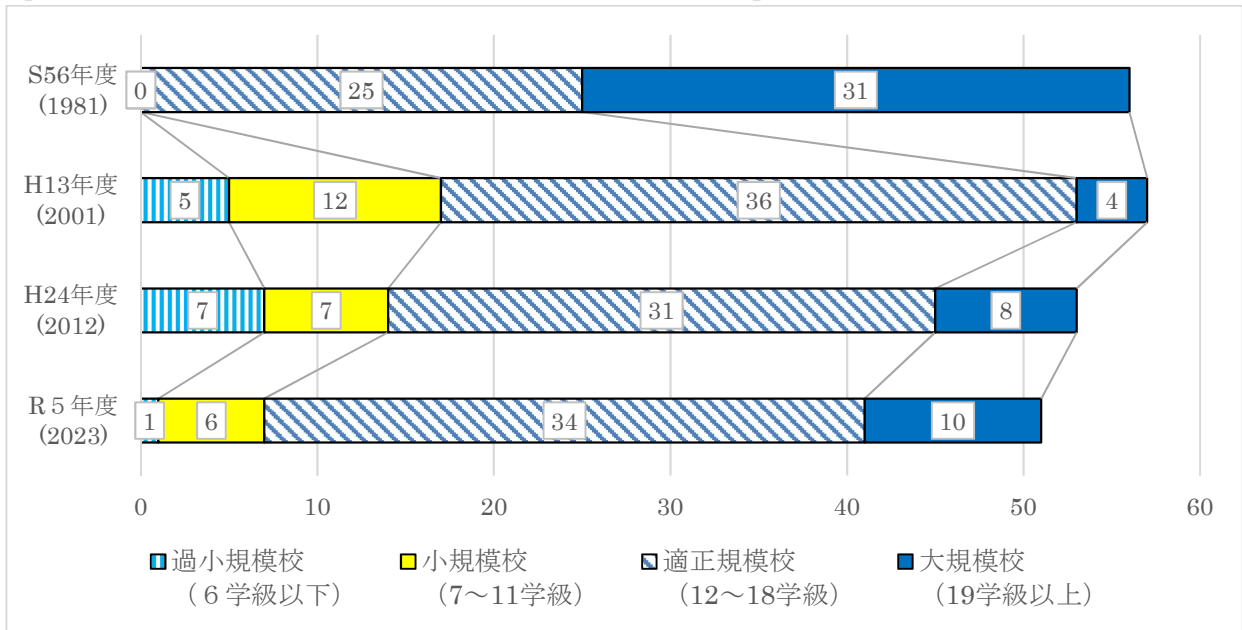


注/数値は「教育要覧」より算出

注<sup>1</sup>/児童(通級)は「特別支援教室(STEP UP 教室)」と「通級指導学級(きこえとことばの教室)」の合計

## 資料 15

【小学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】

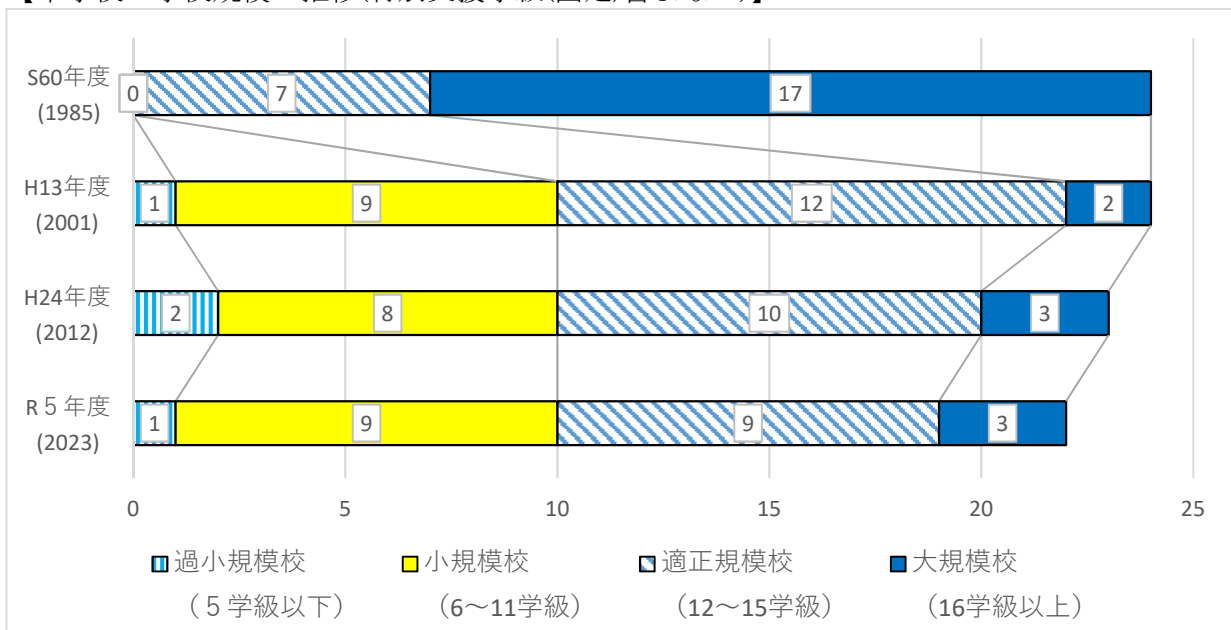


注/数値は「教育要覧」より算出

注/小学校児童数ピーク時の昭和 56(1981)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13 (2001) 年度、平成 24(2012)年度と比較

## 資料 16

【中学校の学校規模の推移(特別支援学級(固定)含まない)】



注/平成 24 年答申で示された学校規模により算出

注/数値は「教育要覧」より算出

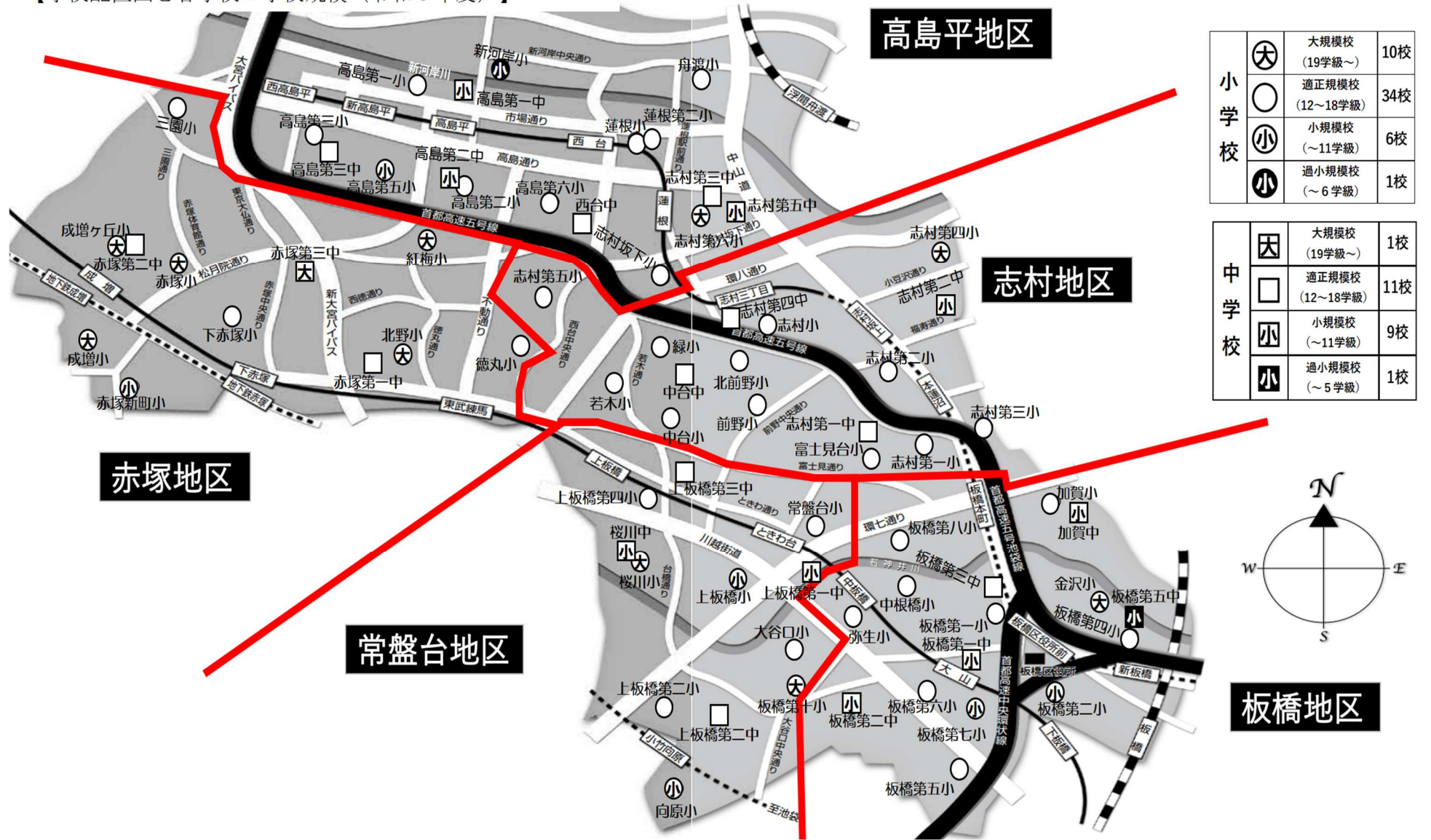
注/中学校生徒数ピーク時の昭和 60(1985)年度及び過去に開かれた審議会の答申時期である平成 13 (2001) 年度、平成 24(2012)年度と比較





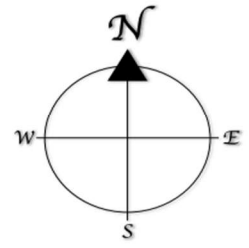
資料 17

【学校配置図と各学校の学校規模（令和5年度）】



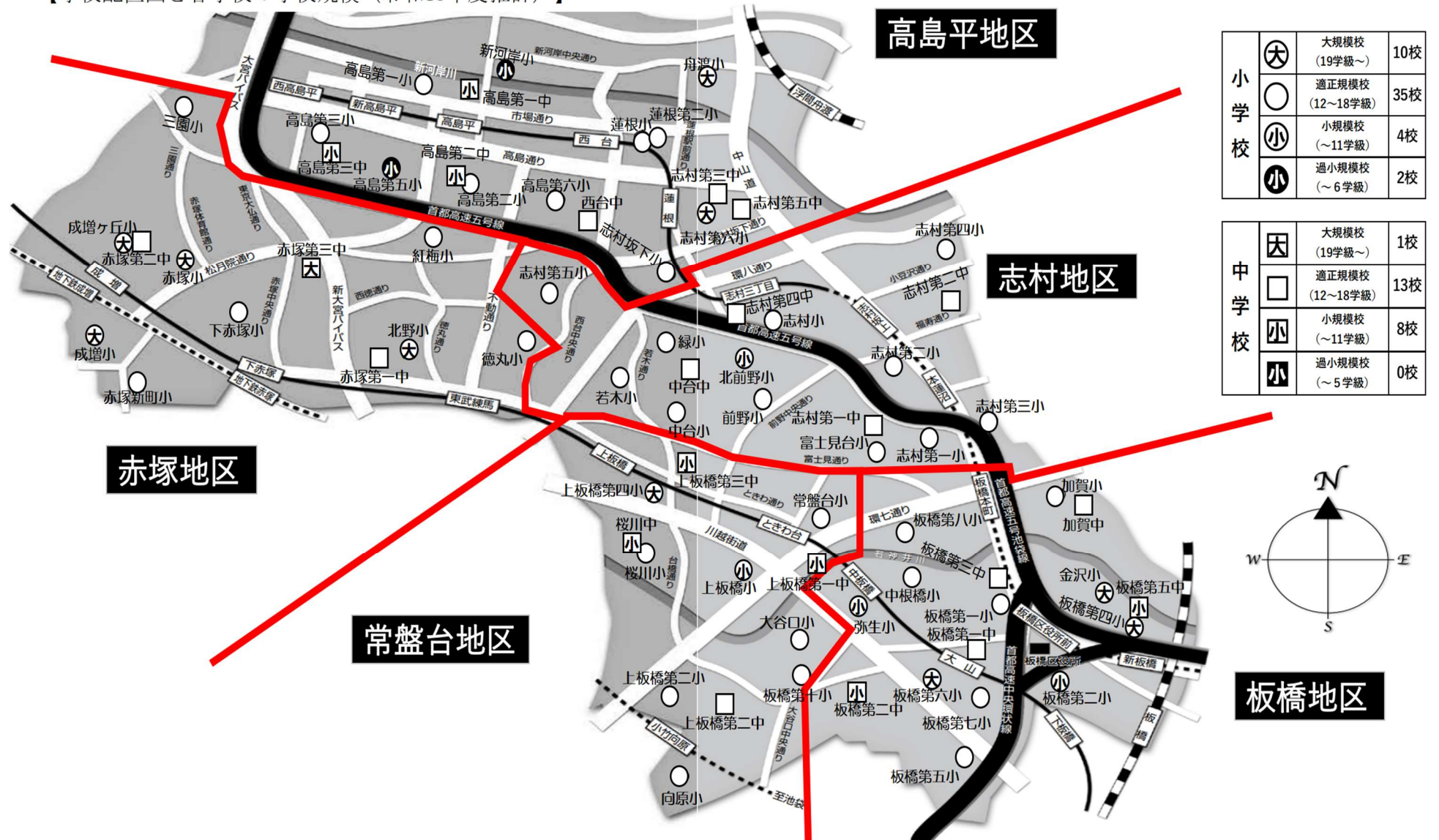
小学校	⊕	大規模校 (19学級～)	10校
	○	適正規模校 (12～18学級)	34校
	⊖	小規模校 (～11学級)	6校
	⊙	過小規模校 (～6学級)	1校

中学校	⊕	大規模校 (19学級～)	1校
	□	適正規模校 (12～18学級)	11校
	⊖	小規模校 (～11学級)	9校
	⊙	過小規模校 (～5学級)	1校



資料 18

【学校配置図と各学校の学校規模（令和15年度推計）】



## 資料 19

### 【これまでの通学区域変更履歴】

実施時期	変更地域	変更前	変更後	主な変更理由等
平成14年				
4月1日	本町(全域)	板橋第三小	加賀小	板橋第三小学校と稲荷台小学校を閉校し、加賀小学校を新設のため通学区域を再編。
	加賀二丁目 21 稲荷台(全域) 清水町 1~12、26~39	稲荷台小		
	高島平一丁目 79~84 高島平九丁目 1	高島第四小	高島第六小	
	高島平九丁目 14~23、48		高島第一小	
平成16年				
8月1日	前野町三丁目 37 大原町 44~46	前野小	志村第一小	前野町三丁目 37 の集合住宅建設に伴う変更。
12月24日	西台一丁目 1、4~6、10~26 若木三丁目 21、23、25、27、29、31	若葉小	志村第五小	若葉小学校を閉校し、若木小学校と統合。 統合に伴い、若葉小学校の通学区域を志村第五小学校、若木小学校の各通学区域に編入。
	西台一丁目 2、3、7~9 若木二丁目 3~9、11~13 若木三丁目 1~20、22、24、26、28、30 中台三丁目 21~22		若木小	
	双葉町 3、5~47 大和町 9~42 富士見町 1~27、32~33	板橋第四中	板橋第三中	
	富士見町 28~31、34~39 常盤台一丁目 33~37		志村第一中	
平成17年				
4月1日	西台一丁目 2、3、7~9 若木三丁目 17、19	西台中	中台中	若葉小学校の統廃合に伴い、小学校と中学校との通学区域の整合性を図るために変更。
	若木三丁目 29、31	志村第四中	西台中	
	若木三丁目 30		中台中	
平成18年				
4月1日	板橋三丁目 6~14、16~22、30~43 板橋四丁目 56~62	金沢小	板橋第四小	金沢小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
8月1日	高島平二丁目 28-1~6、32-1~4、33-1~7 高島平三丁目 13	高島第七小	高島第二小	高島第七小学校を閉校し、高島第二小学校と統合。 統合に伴い、高島平第七小学校の通学区域を高島第二小学校の通学区域に編入。
8月25日	大和町 11~13、33~40	中根橋小	板橋第八小	板橋第八小学校の適正規模化のため、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校の通学区域に編入。
平成20年				
4月1日	前野町二丁目 16~18 前野町六丁目 1~7	前野小	中台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。

実施時期	変更地域	変更前	変更後	主な変更理由等
平成23年				
4月1日	坂下三丁目6、9、10	志村第六小	蓮根小	文部科学省からの少人数学級編制の計画案の公表及び、志村第六小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う、志村第六小学校の施設の不足に対応するために変更。
平成24年				
8月1日	清水町 1～12、26～39	加賀小	志村第三小	志村第三小学校の適正規模化及び加賀小学校の通学区域の児童数増加による教室数不足へ対応するために変更。
平成25年				
5月17日	幸町1～10 大山西町1～4	大山小	板橋第六小	大山小学校の閉校に伴い、大山小学校の通学区域を板橋第六小学校、板橋第十小学校の各通学区域に編入。
	幸町11～66 大山西町5～28、43～58、60～66		板橋第十小	
平成26年				
8月1日	小豆沢一丁目2	志村第四小	志村第二小	志村第四小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
	蓮沼町23、24、35～83	志村第二小	志村第三小	
	前野町二丁目36	前野小	富士見台小	前野小学校の通学区域の集合住宅建設に伴う変更。
	常盤台一丁目33～37	富士見台小	常盤台小	
平成29年				
8月1日	栄町35～36 氷川町20～28、34、35	板橋第九小	板橋一小	板橋第九小学校と板橋第一小学校を統合(合流)。統合(合流)に伴い、板橋第九小学校の通学区域を、板橋第一小学校、板橋第八小学校、中根橋小学校、弥生小学校の各通学区域へ編入。あわせて、中根橋小学校の通学区域の一部を板橋第八小学校の通学区域に編入。
	大和町1～8、43～50		板橋八小	
	栄町1～8、19～31、33～34 双葉町1、2、4		中根橋小	
	仲町4～12、25～34		弥生小	
	大和町9、10、41、42	中根橋小	板橋八小	
	大谷口一丁目(全域) 大谷口二丁目(全域) 向原一丁目(全域) 向原二丁目(全域) 向原三丁目(全域)	向原中	上板橋第二中	
令和3年				
8月1日	小茂根三丁目1～6	上板橋第二中	桜川中	上板橋第二中学校の改築移転(旧向原中学校校地への移転)に伴う変更。

## 資料 20

### 【これまでの統合・再編履歴】

条例 施行日	開校・再編した学 校	閉校・編入した 学校	方 式	小 学 校 数	中 学 校 数
～平成 13 年度まで				57	24
平成 14 年 4 月 1 日	加賀小学校	板橋第三小学校 稲荷台小学校	両校を廃止し、新校を設置	55	
	高島第六小学校	高島第四小学校 高島第六小学校	両校を廃止し、新校を設置		
平成 17 年 4 月 1 日	若木小学校	若葉小学校	若木小への吸収統合	54	
平成 18 年 4 月 1 日	板橋第三中学校	板橋第四中学校	板橋第三中への吸収統合		23
平成 19 年 4 月 1 日	高島第二小学校	高島第七小学校	高島第二小への吸収統合	53	
平成 26 年 4 月 1 日	—	大山小学校	板橋第六小、板橋第十小への編入	52	
平成 30 年 4 月 1 日	板橋第一小学校	板橋第九小学校	板橋第一小へ統合(合流)	51	
	上板橋第二中学 校	向原中学校	上板橋第二中への吸収統合		22
令和 5 年度現在				51	22



## 資料 21

### 【学校支援人材一覧】

No.	職名	業務内容
1	学力向上専門員	基礎学力の定着及び向上、学級の安定化、ニーズに応じた学習を推進する
2	非常勤教員（日勤講師）※	学習・教科指導、校務分掌業務等の担当業務及び若手教員の育成業務を行う
3	育成支援アドバイザー※	若手教員の育成支援や学校経営支援等を行う
4	副校長補佐	調査・報告や教職員の服務管理、学校の施設管理など副校長の業務の支援に関すること
5	スクール・サポート・スタッフ※	学習プリント等の印刷や配付準備、授業準備の補助、採点業務の補助など教員の業務を支援する
6	学校生活支援員	特別支援学級及び通常の学級において心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援や学級運営の補助を行う 学校生活における障がい児童・生徒の安全保持、生活上の介助、学習上の介助を行う
7	教育相談アドバイザー	[学校相談] 児童生徒及び保護者からの教育や学校の教育活動に関する相談、教員からの学級経営や児童生徒及び保護者等への対応、職場における働き方に関する相談を受け、学校や関係機関と連携して対応する。 [特別支援教育相談] 特別支援学級・特別支援学校等への就学・転学や特別支援教育に関する相談、就学相談を行う
8	教育相談指導員 教育相談員	[教育相談指導員] 教育相談員の相談活動に対する指導や助言を行う [教育相談員] 幼児、小・中学生及び高校生とその保護者に対する不登校などの悩みや心理・言語などに関する教育相談や教職員に対する教育相談に関する研修を実施する
9	スクールソーシャルワーカー※	区立小中学校に在籍する児童生徒の生活指導上の諸課題に、関係機関等と連携して支援にあたる
10	スクールカウンセラー※	いじめや不登校の未然防止・改善・解決、学校内の教育相談体制の充実を図る
11	特別支援アドバイザー	特別な支援を必要とする児童・生徒に対する心理面からの助言等の対応、学校の支援体制強化のための訪問指導を行う
12	特別支援教室専門員※	巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行う
13	特別支援教室巡回臨床発達心理士※	児童・生徒の行動観察を行い、障がいの状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言する
14	適応支援アドバイザー※	不登校児童生徒の社会的自立を支援する

注／網掛けは国や東京都の補助対象となっている職、又は東京都が採用し区に配置している職

## 資料 22

### 【小学校改築・長寿命化改修等工事实施状況】

No.	学校名	実施内容(注 <sup>1</sup> )	校舎	体育館
1	志村第二小学校	長寿命化改修	H16	H15
2	志村第五小学校	長寿命化改修	H27	H26
3	志村第六小学校	長寿命化改修	R6	R6
4	前野小学校	改築	未実施	H26
5	舟渡小学校	長寿命化改修	R3	R3
6	志村坂下小学校	長寿命化改修	H23	H22
7	若木小学校	長寿命化改修	H19	H18
8	板橋第一小学校	改築	H24	H24
9	板橋第四小学校	長寿命化改修	H23	H23
10	板橋第五小学校	長寿命化改修	H16	H16
11	板橋第十小学校	改築	R2	R2
12	金沢小学校	増築	H29	
13	上板橋第四小学校	長寿命化改修	H28	H27
14	桜川小学校	長寿命化改修	H18	未実施
15	大谷口小学校	改築	H19	H19
16	赤塚小学校	長寿命化改修	R7～R9(予)	R7～R9(予)
17	成増小学校	増築	H29	
18	紅梅小学校	長寿命化改修	R3	R3
19	成増ヶ丘小学校	増築	H29	
20	下赤塚小学校	長寿命化改修	H27	H26
21	徳丸小学校	長寿命化改修	H21	H20
22	三園小学校	長寿命化改修	H19	H18
改修等実施校数(注 <sup>2</sup> )			長寿命化改修：15(1) 改築：3 増築：3	長寿命化改修：14(1) 改築：4

注<sup>1</sup>/改築：従前の建物を取り壊して構造、規模、用途がほぼ同じである建築物を造り直す。改築後、80年程度使用することを目標とする。

長寿命化改修：外壁及び屋上防水改修、設備の更新のほか、物理的な不具合を解消して耐久性の向上と長寿命化を図る。

長寿命化改修後、30～40年程度使用することを目標とする。

維持改修：躯体の劣化を抑制するために、屋上・外壁をはじめとした部位の予防保全となる維持改修を計画的に行うことで、建築物の長寿命化を目指す。維持改修後、20年程度使用することを目標とする。

増築：既存建築物に建て増しをする、または既存建築物のある敷地に新たに建築すること。

注<sup>2</sup>/カッコ内は予定校の内数



## 資料 23

### 【中学校改築・長寿命化改修等工事实施状況】

No.	学校名	実施内容(注 <sup>1</sup> )	校舎	体育館
1	板橋第二中学校	長寿命化改修	H23	H24
2	板橋第三中学校	改築	H23	H23
3	加賀中学校	長寿命化改修	H20	H20
4	志村第一中学校	長寿命化改修 改築	長寿命化改修： H21(南棟) 改築：H21(西棟)	未実施
5	志村第二中学校	長寿命化改修	H23	H21
6	志村第三中学校	長寿命化改修 改築	長寿命化改修：H20	改築：H19
7	西台中学校	長寿命化改修	H28	H27
8	中台中学校	改築	H27	未実施
9	上板橋第二中学校	改築(注 <sup>2</sup> )	R3	R3
10	上板橋第三中学校	維持改修	R5～R7	R5～R7
11	赤塚第一中学校	長寿命化改修	H20	未実施
12	赤塚第二中学校	改築	H24	H24
13	赤塚第三中学校	長寿命化改修	H18	未実施
14	高島第二中学校	改築	未実施	H22
改修等実施校数(注 <sup>3</sup> )			長寿命化改修：8 維持改修：1 改築：5	長寿命化改修：4 維持改修：1 改築：5

注<sup>1</sup>/改築：従前の建物を取り壊して構造、規模、用途がほぼ同じである建築物を造り直す。改築後、80年程度使用することを目標とする。

長寿命化改修：外壁及び屋上防水改修、設備の更新のほか、物理的な不具合を解消して耐久性の向上と長寿命化を図る。長寿命化改修後、30～40年程度使用することを目標とする。

維持改修：躯体の劣化を抑制するために、屋上・外壁をはじめとした部位の予防保全となる維持改修を計画的に行うことで、建築物の長寿命化を目指す。維持改修後、20年程度使用することを目標とする。

注<sup>2</sup>/上板橋第二中学校と向原中学校の統合校を旧向原中学校校地に建設。

注<sup>3</sup>/志村第一中学校は、南棟を「校舎」欄の長寿命化改修に計上、西棟を改築に計上。

## 資料 24

### 【板橋区特別支援教育（固定級）の現状】

	固定級
	特別支援学級
内容	知的障がいの児童・生徒が対象。固定学級に毎日通い学習する。
設置校	小：12校（39学級） 中：8校（26学級）
人数	児童：282人 生徒：181人

注/数値は、令和5（2023）年5月1日時点

注/数値は「教育要覧」より算出

## 資料 25

### 【板橋区特別支援教育（通級）・日本語学級の現状】

	通級		
	特別支援教室 (STEP UP 教室)	通級指導学級 (きこえとことばの教室)	日本語学級
内容	知的な発達に遅れが無い 情緒・行動面で個別の対応 が必要な児童・生徒が対 象。 通常学級に通いながら、週 1回程度、特別の指導を受 ける。	聴覚障がい、言語障がいの 児童が対象。 通常学級に通いながら、週 に数時間、特別の指導を受 ける。	帰国・外国人児童・生徒が対 象。 在籍している学校で勉強し ながら、決められた日時に日 本語学級が設置されている 学校に通い、週に1～2回1 ～2時間学習する。
設置校	小：51校 中：22校	小：3校（10学級）	小：3校（10学級） 中：2校（3学級）
人数	児童：690人 生徒：208人	児童：132人	児童：104人 生徒：42人

注/数値は、令和5（2023）年5月1日時点

注/数値は「教育要覧」より

## 資料 26

【不登校への主な取組】

### 1. 学校における取組

#### ・不登校校内委員会の開催

⇒学校が不登校児童・生徒に対する支援を組織的・継続的に実施できるように会議を開催し、情報共有を図りながら、支援方針や支援策を協議。

#### ・登校支援シートの活用

⇒不登校等の長期欠席者に対する登校支援シートを作成し、不登校になった要因の把握、支援策について、関係者間で情報共有を図る。

#### ・欠席対応マニュアルの活用

⇒欠席時の電話対応や欠席が続く場合の対応をマニュアル化し、不登校の疑いや予兆への対応を含めた段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につなげる。

#### ・「小学校・中学校入学前に身に付けたい生活習慣」チェックシートの配布・活用

⇒小・中学校への入学を控えた幼児・児童と保護者へ、生活習慣に関わる事柄をチェックシートや、『新入学に関するご案内』に示し、望ましい生活習慣の定着につなげる。

#### ・スクールカウンセラーの活用

⇒臨床心理の専門的知識や経験を有する学校外の人材を活用し、子どもたちの不安や悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。（令和5年度より区のスクールカウンセラー23名を追加で配置）

#### ・スクールソーシャルワーカーの活用

⇒不登校児童・生徒の家庭を訪問したり、相談や医療、福祉など関係機関と連携したりしながら、不登校児童・生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決に向けた支援を行う。（令和5年度よりスクールソーシャルワーカー11名を増員配置）

#### ・板橋区コミュニティ・スクール

⇒「板橋区コミュニティ・スクール」において、不登校等、学校の課題を共有し、熟議を行う。

#### ・学校支援地域本部事業

⇒学校が求める支援活動と地域の人材をつなぐ役割を担う地域コーディネーターを配置し、地域のボランティアに学習支援や登校支援の協力を依頼する。

#### ・いじめ問題と合わせて実施

⇒いじめアンケート及びいじめに関する授業の実施

⇒板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）の実施

## 2. 教育委員会における取組

### ・板橋区教育支援センター相談機能の活用

⇒板橋区に在学・在住している幼児、小・中学生及び高校生とその保護者の悩みについて、教育相談員（臨床心理士、言語聴覚士）が相談を受ける。

### ・板橋フレンドセンター

⇒様々な理由で学校に行くことができない、行かない児童・生徒に対して、学習や体験活動を通じて、社会的自立を支援している。

### ・「家庭教育支援チーム」の設置

⇒不登校児童・生徒とその保護者に対して、主任児童委員、民生児童委員が、学校と連携・協力しながら学校とは異なる立場による日常的な支援活動を行う。

### ・「中高生勉強会」の実施・推進

⇒学業成績や家庭の経済状況などを問わず、中学生・高校生（相当年齢を含む）が無料で気軽に参加できる学習支援事業を区立施設5か所で実施している。

### ・生涯学習センターi-youth（中高生・若者支援スペース）

⇒大原・成増生涯学習センターには、中高生・若者支援スペースとして i-youth を設置し、中高生・若者に居場所及び学習・交流の機会を提供している。

### ・不登校改善重点校事業

⇒「学校と家庭の連携推進事業」に指定された学校では、学校生活において課題の見られる児童・生徒への支援や保護者との相談等に支援員等を活用して、課題解決を図る。

### ・不登校対策特別委員会の設置

⇒学識経験者や不登校改善重点校の校長等を構成員に、不登校の改善に向けた取組を協議し、実効性の高い、具体的な取組を各学校に発信し、普及を図っている。

### ・不登校加配教員の配置

⇒平成5年度から不登校の生徒数が多い学校などに対して、学校からの申請に基づき、東京都教育委員会として不登校支援を行う教員を配置している。

### ・研修の充実